

第6次廃棄物減容(量)化基本計画



令和2年 10月

東京たま広域資源循環組合

～計画の策定にあたって～

東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）は、昭和 55 年に多摩地域の一般廃棄物の最終処分場の設置及び管理を事業目的として設立され、周辺環境への配慮と適正な廃棄物処理を最優先に事業に取り組んでまいりました。



これまでの間、日の出町の皆様には、多摩地域 25 市 1 町 400 万人の家庭から出されるごみの最終処分に当たり、多大なるご理解とご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

地元の皆様の同意を得て、昭和 59 年から平成 10 年の間は谷戸沢処分場において、平成 10 年以降は二ツ塚処分場において一般廃棄物の埋立処分を行うとともに、平成 18 年 7 月からは、二ツ塚処分場の負荷軽減、多摩地域の更なるリサイクルの推進を目的として、焼却灰を全量リサイクルするエコセメント事業を開始いたしました。

そのエコセメント事業も順調に運営されており、令和 2 年度末にはエコセメントの累計出荷量が 160 万トンを超える見込みとなっております。

また、組織団体において様々な手法でごみの減量化やリサイクルを推進することにより、二ツ塚処分場への埋立処分は大幅に削減され、平成 30 年度以降、不燃ごみの搬入は行われておらず、焼却灰の全量エコセメント化と併せ「埋立ゼロ」となっております。

循環組合では、処分場を計画的に運営するため、平成 5 年から 5 次にわたる廃棄物の減容（量）化基本計画を策定し、社会環境等の変化に応じた目的や施策等を設定しながら、組織団体とともに廃棄物の減容（量）化に取り組んできました。循環型社会の実現に向けた社会的ニーズが一段と高まっている中、今後も引き続き万全な管理体制のもと、処分場及びエコセメント化施設の安定した管理・運営に努めていく必要があります。

こうした中、処分場を取り巻く環境の変化などを踏まえ、運営上生じる課題への対応などを目的に、新たに「第 6 次廃棄物減容（量）化基本計画」を策定しました。

今後とも、多摩地域約 400 万人の暮らしを支える最終処分場を可能な限り維持しエコセメント事業をはじめとする取組により資源循環型社会形成への寄与を実現していくため、本計画の実施について、各組織団体、関係各位の一層のご協力をお願いいたします。

東京たま広域資源循環組合
管 理 者

石坂 丈一

目 次

【概説編】	1
1 はじめに	3
1.1 減容（量）化基本計画とは	3
1.2 計画策定の背景・目的	6
1.3 計画の枠組み	8
2 搬入量の推移等と搬入目標の設定	10
2.1 第5次計画の目標達成状況	10
2.2 搬入量の将来の見通し	12
2.3 搬入目標の設定	13
3 主要課題と対応	14
3.1 負担金計算方法の見直し	14
3.2 不燃残さの搬入配分量、超過金・貢献金制度の見直し	16
3.3 乾燥灰の搬入に係る仕組みの設定	18
4 計画の進行管理	23
【詳説編】	25
5 搬入配分量の設定	27
5.1 搬入配分量の考え方	27
5.2 使用する統計データ	31
6 負担金の算定	32
6.1 基本的な考え方	32
6.2 負担金予算配分	33
6.3 超過金・貢献金の精算	35
7 搬入実績の管理	36
7.1 基本的な考え方	36
7.2 不燃残さ組成分析頻度の見直し	38
7.3 搬入日及び時間・覆土厚について	39
8 今後の課題	40
8.1 焼却残さの数値目標の考え方について	40
8.2 令和8年度以降の焼却残さ処理方法に応じた制度について	40

【資料編】	41
9 焼却残さの搬入配分量の計算式.....	43
9.1 搬入団体共通原単位.....	43
9.2 搬入配分量.....	44
10 搬入実績の管理について.....	45
10.1 体積換算係数の算定方法.....	45
10.2 搬入実績に係る報告.....	50
11 具体的な負担金算定方法.....	54
11.1 管理費.....	54
11.2 事業費.....	54
11.3 超過金・貢献金.....	57
12 特定家畜伝染病の対応について.....	58
12.1 特定家畜伝染病について.....	58
12.2 CSF(豚熱)について.....	58
12.3 鳥インフルエンザについて.....	60
12.4 ニツ塚処分場における受入れについて.....	61
13 策定委員会について.....	62

【概説編】・・・第5次基本計画からの主な変更内容

【詳説編】・・・第6次基本計画における基本的なルール

【資料編】・・・第6次基本計画の参考資料

【概説編】

1 はじめに

1.1 減容（量）化基本計画とは

減容（量）化基本計画は、最終処分場の長期間にわたる活用・組織団体のごみ減量の更なる推進、事業の安全・安定かつ効率的な運営及び東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という）が直面する課題への対応等に向け、循環組合を構成する 25 市 1 町の組織団体とともに策定する中期計画である。

本計画は、谷戸沢処分場を運営していた平成 5 年度に第 1 次の計画を策定して以来、第 5 次まで随時更新し、社会環境等の変化に応じた目的や施策等を設定している。

これまでの計画の概要は、以下のとおりである。

■これまでの計画の概要

① （第 1 次）計画の概要

- 計画の背景：
 - ・ 谷戸沢処分場が、終了予定年度（平成 8 年度）より前に満杯になる恐れ
 - ・ 第二処分場も計画より大幅に早く満杯になる可能性
- 計画年度：
 - ・ 平成 5 年度～平成 8 年度※
 - ※終了年度は定めていなかったが、第 2 次計画の策定により平成 8 年度が最終年度となった。
- 計画の目的：
 - ・ 谷戸沢処分場の減容(量)化施策による延命化（平成 8 年度まで）
 - ・ 第二処分場を減容（量）化施策による 10 年間以上の使用可能化
- 主な施策等：
 - ・ 組織団体別搬入配分計画及び搬入量管理計画の設定
 - ・ 搬入配分量に基づく負担金制度（超過金・貢献金制度含む） 等

② 第2次計画の概要

- 計画の背景：
 - ・地域住民の自然環境保全に対する意識の高まりやリサイクル法の制定など清掃事業を取り巻く環境の変化
- 計画年度：
 - ・平成9年度～平成17年度※

※当初は二ツ塚処分場の使用期間（平成24年度）が終了年度であったが、第3次計画の策定により平成17年度が最終年度となった。
- 計画の目的：
 - ・最終処分場のより確実な計画的・安定的利用
- 主な施策等：
 - ・二ツ塚処分場開設に伴う組織団体別搬入配分計画等の見直し
 - ・搬入量の管理計画の設定
 - ・二ツ塚処分場に関する負担金制度の設定 等

③ 第3次計画の概要

- 計画の背景：
 - ・循環型社会の形成を目指した動きの本格化
 - ・平成18年度からのエコセメント事業の稼働
- 計画年度：
 - ・平成18年度～平成22年度（5年間）
- 計画の目的：
 - ・二ツ塚処分場埋立空間の有効利用
 - ・組織団体のごみ減量の更なる推進
 - ・エコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用
- 主な施策等：
 - ・平成22年度の埋立進捗率を50%以下に抑制
 - ・減容(量)化努力を最大限引き出すための超過金・貢献金制度の見直し
 - ・搬入配分量算定方法の簡素化 等

④ 第4次計画の概要

- 計画の背景：
 - ・エコセメント事業の開始に伴い焼却残さの埋立がゼロ
 - ・組織団体によるリサイクルの推進により不燃残さの搬入量が大幅に減少
 - ・二ツ塚処分場の長期間的使用に向けた事業環境の実現
- 計画年度：
 - ・平成23年度～平成27年度（5年間）
- 計画の目的：
 - ・二ツ塚処分場の延命化
 - ・エコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用
- 主な施策等：
 - ・平成27年度の不燃残さ・焼却残さを平成22年度比で10%減容（量）
 - ・乾燥灰の処理能力超過を見据えた搬入に係る仕組みづくり
 - ・乾燥灰の搬入量増加を見据えた負担金の算定方法の見直し
 - ・エコセメント化事業開始に伴う超過金・貢献金制度の見直し
 - ・埋立量の減少に伴う不燃物搬入日数の見直し
 - ・組織団体によるエコセメントの利用促進 等

⑤ 第5次（現行）計画の概要

- 計画の背景：
 - ・循環型社会の実現に向けた社会ニーズの一段の高まり
 - ・複数の中間処理施設における更新や機能変更
- 計画年度：
 - ・平成28年度～平成32（令和2）年度（5年間）
- 計画の目的：
 - ・一般廃棄物の最終処分の着実な実施と資源循環型社会への寄与
- 主な施策等：
 - ・平成32（令和2）年度の不燃残さを平成27年度比で40%減容（量）
 - ・平成32（令和2）年度の焼却残さを平成27年度比で5%減容（量）
 - ・乾燥灰の処理能力超過を見据えた搬入に係る仕組みづくり
 - ・不燃残さを搬入しない団体の増加に伴う不燃残さ搬入配分量算出方法の変更
 - ・不燃残さの埋立に係る負担金計算方法の変更 等

1.2 計画策定の背景・目的

(1) 背景

① 組織団体の減容（量）化等の取組による埋立量の大幅な減少

組織団体による廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化等により、平成 30 年 4 月より循環組合への不燃残さの搬入量がゼロとなった。また、エコセメント事業の継続により、焼却残さの全量再資源化がなされている。

このように、二ツ塚処分場を 1 日でも長く利用できるよう廃棄物の減容（量）化を着実に進めたことにより、平成 30 年 4 月から「埋立ゼロ」を継続している。

② 資源循環型社会の実現に向けた社会ニーズの高まり

第 5 次計画（計画期間：平成 28 年度～平成 32（令和 2）年度）では、「一般廃棄物の最終処分の着実な実施と資源循環型社会への寄与」を計画の目的として掲げ、前述のとおり、不燃残さの搬入量削減や焼却残さの全量再資源化等により、多摩地域の資源循環型社会の構築に寄与してきた。

その間、国では、持続可能な社会づくりや地域循環共生圏形成等に取り組む「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」が平成 30 年 6 月に閣議決定される等、資源循環型社会の実現に向けた社会ニーズがより一層高まっている。



図 1-1 二ツ塚廃棄物広域処分場

(2) 目的

本計画策定の目的は、次のとおりとする。

- 二ツ塚基本協定等を踏まえた減容（量）化
- 埋立ゼロの継続による二ツ塚処分場の長期使用
- 資源循環型社会の実現

① 二ツ塚基本協定等を踏まえた減容（量）化

「日の出町（仮称）第二廃棄物広域処分場設置に係る基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）第8条*の遵守等のため、減容（量）化を継続していく。

※基本協定書第8条：乙（循環組合）の構成市町は、廃棄物の減容化・減量化、資源化問題を行政の最優先課題として、積極的に取り組み「多摩地域廃棄物減容（量）化基本計画」の確実な実施に努める。

② 埋立ゼロの継続による二ツ塚処分場の長期使用

多摩地域に新たな処分場を確保することは極めて困難な状況であることから、現在の埋立ゼロを今後も継続していくことにより、二ツ塚処分場を可能な限り長期利用していく。

③ 資源循環型社会の実現

国全体での資源循環型社会の実現に向けた社会ニーズの高まりを踏まえ、エコセメント事業をはじめとした多摩地域の資源循環型社会の実現に向けた取組を継続していく。



図 1-2 エコセメント化施設

1.3 計画の枠組み

(1) 計画期間

本計画の適用期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

令和8年度以降については、廃棄物の搬入状況のほか、たまエコセメント株式会社との契約期限（令和7年度）、令和8年度以降の焼却残さの処理方法などを踏まえ、計画を見直すものとする。

なお、緊急に計画を見直す必要性が生じた場合には、この限りではない。



図 1-3 計画期間（年度）

(2) 対象範囲

二ツ塚処分場埋立管理事業及びエコセメント事業を本計画の対象範囲とする。

(3) 対象団体

循環組合及び循環組合を構成する組織団体 25 市 1 町とする。

- | | | | | |
|---------|-------|--------|--------|---------|
| ● 八王子市 | ● 立川市 | ● 武蔵野市 | ● 三鷹市 | ● 青梅市 |
| ● 府中市 | ● 昭島市 | ● 調布市 | ● 町田市 | ● 小金井市 |
| ● 小平市 | ● 日野市 | ● 東村山市 | ● 国分寺市 | ● 国立市 |
| ● 福生市 | ● 狛江市 | ● 東大和市 | ● 清瀬市 | ● 東久留米市 |
| ● 武蔵村山市 | ● 多摩市 | ● 稲城市 | ● 羽村市 | ● 西東京市 |
| ● 瑞穂町 | | | | |

なお、組織団体と各団体が所有する中間処理施設の概要を表 1-1 に示す。

【参考】中間処理を行っている一部事務組合の構成市町

- | | |
|----------------|-------------------|
| ● ふじみ衛生組合 | : 三鷹市、調布市 |
| ● 柳泉園組合 | : 清瀬市、東久留米市、西東京市 |
| ● 西多摩衛生組合 | : 青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町 |
| ● 多摩川衛生組合 | : 狛江市、稲城市、府中市、国立市 |
| ● 小平・村山・大和衛生組合 | : 小平市、東大和市、武蔵村山市 |
| ● 多摩ニュータウン環境組合 | : 八王子市、町田市、多摩市 |
| ● 浅川清流環境組合 | : 日野市、国分寺市、小金井市 |

表 1-1 組織団体及び中間処理施設の一覧（令和2年度8月現在）

組織団体	中間処理施設		
		焼却残さ	不燃残さ
八王子市	〔八王子市〕	戸吹清掃工場(ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中 北野清掃工場(ストーカ式) ※新施設(流動床式)整備予定	〔八王子市〕 戸吹不燃物処理センター
	〔多摩ニュータウン環境組合〕	多摩清掃工場(ストーカ式)	〔多摩ニュータウン環境組合〕 多摩清掃工場
立川市	〔立川市〕	立川市清掃工場(ストーカ式) ※新施設(ストーカ式)整備予定	〔立川市〕 立川市総合リサイクルセンター
武蔵野市	〔武蔵野市〕	武蔵野クリーンセンター(ストーカ式)	〔武蔵野市〕 武蔵野クリーンセンター
三鷹市	〔ふじみ衛生組合〕	クリーンプラザふじみ(ストーカ式)	〔ふじみ衛生組合〕 ふじみリサイクルセンター
青梅市	〔西多摩衛生組合〕	西多摩衛生組合 環境センター(流動床式)	〔青梅市〕 青梅市リサイクルセンター
府中市	〔多摩川衛生組合〕	クリーンセンター多摩川(ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中	〔府中市〕 府中リサイクルプラザ
昭島市	〔昭島市〕	昭島市清掃センター(ストーカ式)	〔昭島市〕 昭島市環境コミュニケーションセンター (粗大ごみ処理施設)
調布市	〔ふじみ衛生組合〕	クリーンプラザふじみ(ストーカ式)	〔ふじみ衛生組合〕 ふじみリサイクルセンター
町田市	〔町田市〕	町田リサイクル文化センター(流動床式) ※新施設(ストーカ式)整備予定	〔町田市〕 町田リサイクル文化センター
	〔多摩ニュータウン環境組合〕	多摩清掃工場(ストーカ式)	〔多摩ニュータウン環境組合〕 多摩清掃工場
小金井市	〔浅川清流環境組合〕	浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設(ストーカ式)	〔小金井市〕 小金井市中間処理場
小平市	〔小平・村山・大和衛生組合〕	小平・村山・大和衛生組合 清掃工場(ストーカ式) ※新施設(ストーカ式)整備予定	〔小平・村山・大和衛生組合〕 不燃・粗大ごみ処理施設
日野市	〔浅川清流環境組合〕	浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設(ストーカ式)	〔日野市〕 日野市クリーンセンター
東村山市	〔東村山市〕	東村山市秋水園(ストーカ式)	〔東村山市〕 東村山市秋水園
国分寺市	〔浅川清流環境組合〕	浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設(ストーカ式)	〔国分寺市〕 国分寺市清掃センター
国立市	〔多摩川衛生組合〕	クリーンセンター多摩川(ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中	〔国立市〕 国立市環境センター
福生市	〔西多摩衛生組合〕	西多摩衛生組合 環境センター(流動床式)	〔福生市〕 福生市リサイクルセンター
狛江市	〔多摩川衛生組合〕	クリーンセンター多摩川(ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中	〔多摩川衛生組合〕 クリーンセンター多摩川
東大和市	〔小平・村山・大和衛生組合〕	小平・村山・大和衛生組合 清掃工場(ストーカ式) ※新施設(ストーカ式)整備予定	〔小平・村山・大和衛生組合〕 不燃・粗大ごみ処理施設
清瀬市	〔柳泉園組合〕	柳泉園クリーンポート(ストーカ式)	〔柳泉園組合〕 柳泉園不燃・粗大ごみ処理施設
東久留米市	〔柳泉園組合〕	柳泉園クリーンポート(ストーカ式)	〔柳泉園組合〕 柳泉園不燃・粗大ごみ処理施設
武蔵村山市	〔小平・村山・大和衛生組合〕	小平・村山・大和衛生組合 清掃工場(ストーカ式) ※新施設(ストーカ式)整備予定	〔小平・村山・大和衛生組合〕 不燃・粗大ごみ処理施設
多摩市	〔多摩ニュータウン環境組合〕	多摩清掃工場(ストーカ式)	〔多摩ニュータウン環境組合〕 多摩清掃工場
稲城市	〔多摩川衛生組合〕	クリーンセンター多摩川(ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中	〔多摩川衛生組合〕 クリーンセンター多摩川
羽村市	〔西多摩衛生組合〕	西多摩衛生組合 環境センター(流動床式)	〔羽村市〕 羽村市リサイクルセンター
西東京市	〔柳泉園組合〕	柳泉園クリーンポート(ストーカ式)	〔柳泉園組合〕 柳泉園不燃・粗大ごみ処理施設
瑞穂町	〔西多摩衛生組合〕	西多摩衛生組合 環境センター(流動床式)	〔瑞穂町〕 みずほリサイクルプラザ

2 搬入量の推移等と搬入目標の設定

2.1 第5次計画の目標達成状況

(1) 焼却残さ

平成 27 年度から平成 32 (令和 2) 年度にかけての焼却残さ搬入量実績等の推移を以下に示す。焼却残さは、平成 28 年度以降は横ばい傾向にあり、現状では、第 5 次計画の目標である「平成 32 (令和 2) 年度の搬入量を平成 27 年度比で 5% 減容 (量) : 72,010 t/年」の達成は厳しい状況である。ただし、第 5 次計画では計画期間中の搬入見込量*が 7% の増だったのに対し、5% の減容 (量) を目標としたが、実績値は当時の搬入見込量を大きく下回っていることから (平成 27~31 (令和元) 年度平均: -4%)、組織団体の減容 (量) 化・資源化努力 (資源化品目の拡大・普及啓発等) が現れたものとなっている。

※搬入見込量=各組織団体のごみ処理基本計画の数値目標を考慮した第 5 次計画策定時における組織団体アンケート結果の積み上げ値 (不燃残さも同じ)

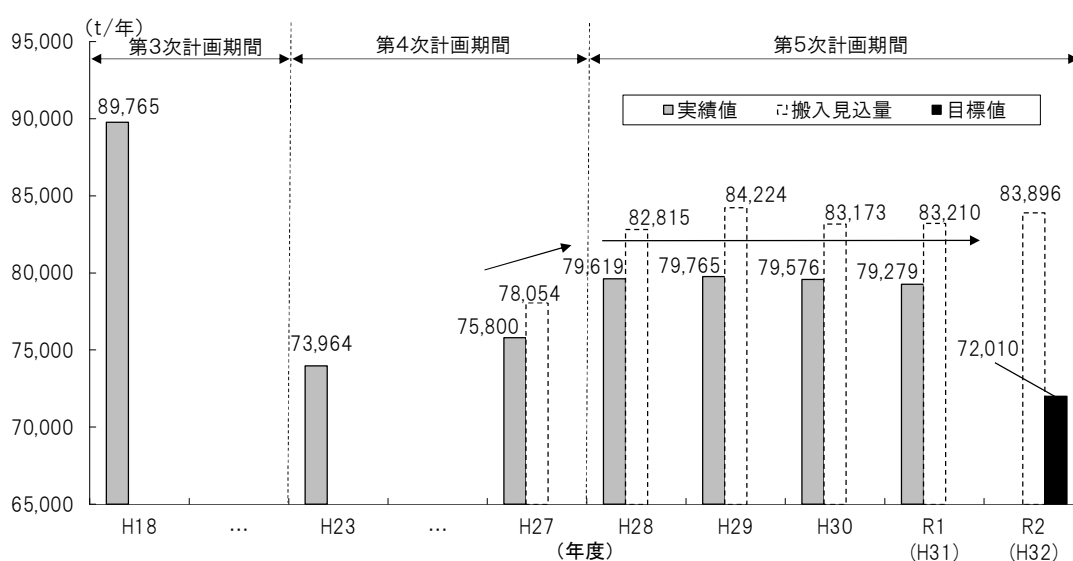


図 2-1 循環組合への焼却残さ搬入量実績と第5次計画策定時の搬入見込量・目標値

平成 18 年 7 月のエコセメント事業開始後、減少傾向で推移し、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川が灰溶融炉を停止したことに伴い、搬入量が大きく増加している。その後、平成 28 年度から平成 31 (令和元) 年度にかけては、搬入量に大きな変化は見られない。

- 焼却残さについては、第5次計画の目標達成は現時点では困難
- ただし、各年度の実績値は計画策定当時の搬入見込量を大きく下回り、組織団体の減容(量)化・資源化努力が現れている

(2) 不燃残さ

平成 27 年度から平成 32（令和 2）年度の不燃残さ搬入量実績等の推移を以下に示す。組織団体の減容（量）化・資源化努力（普及啓発・民間施設の活用等）の現れにより、不燃残さが当時の搬入見込量*を大きく下回り、平成 30 年度よりゼロとなっている。そのため、第 5 次計画の目標である「平成 32（令和 2）年度の搬入量を平成 27 年度比で 40%減容（量）：239 m³/年」の達成は、ほぼ確実な状況である。

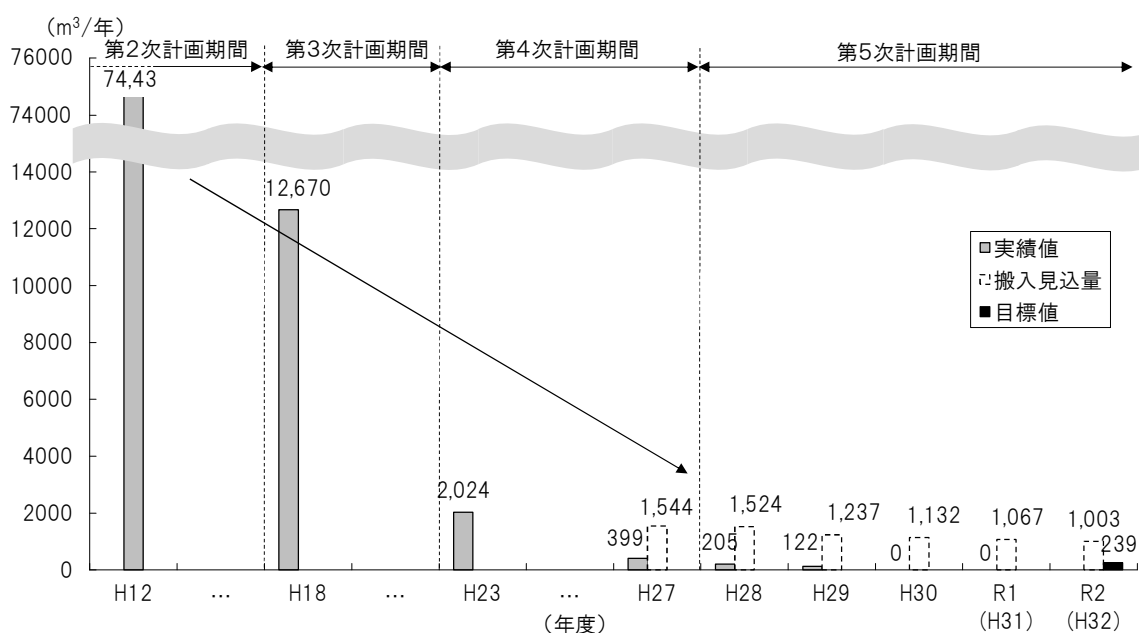


図 2-2 循環組合への不燃残さ搬入量実績と第 5 次計画策定時の搬入見込量・目標値

不燃残さ搬入団体の減少に伴い、不燃残さの搬入量がピークであった平成 12 年度より不燃残さの搬入量は減少し続けたため、平成 30 年度に不燃残さの搬入量がゼロになった。

表 2-1 不燃残さ搬入団体数の変化（第 4 次計画以降）

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
15	15	15	14	10	6	4	0	0

○不燃残さについては、組織団体の減容(量)化・資源化努力により、第5次計画の目標達成はほぼ確実な状況

2.2 搬入量の将来の見通し

(1) 焼却残さ

平成 30 年度に実施した組織団体へのアンケート調査結果（以下、「組織団体アンケート結果」という。）によると、令和 7 年度の焼却残さ搬入量は、令和元年度実績値から約 6%、令和 2 年度搬入見込量から約 7%減少し、74,702 t/年となる見込みである。

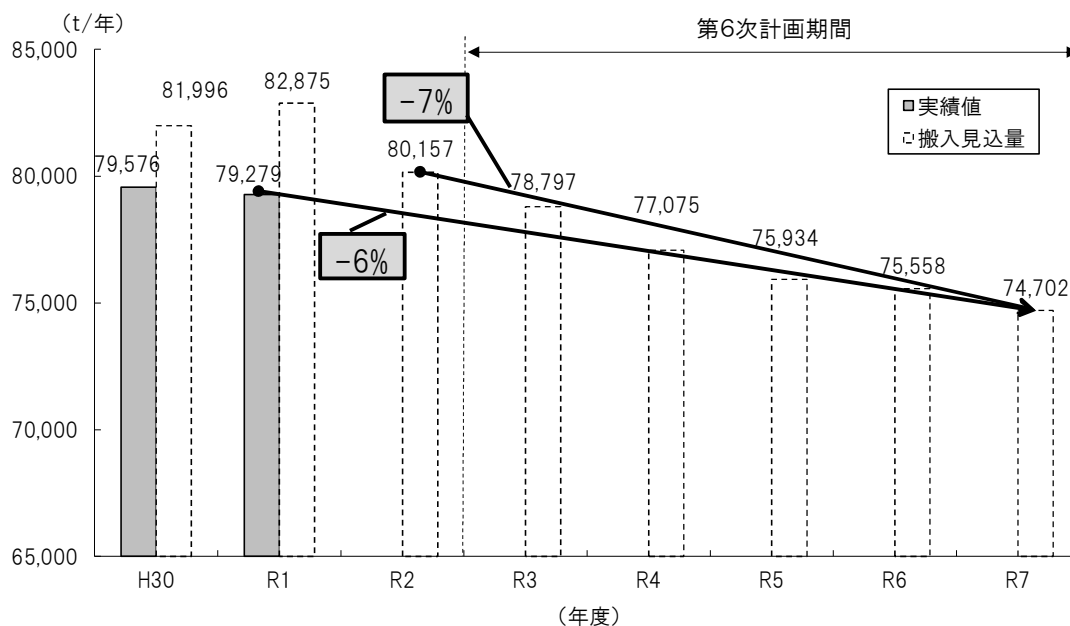


図 2-3 循環組合への焼却残さ搬入見込量

注：新型コロナウイルス感染症の影響は考慮していない

(2) 不燃残さ

組織団体アンケート結果によると、不燃残さ搬入量は、令和 2 年度、本計画期間中はゼロが見込まれる。

2.3 搬入目標の設定

(1) 焼却残さ

計画の目的の1つである「二ツ塚基本協定等を踏まえた減容（量）化」及び実態から乖離しない目標値の設定を重視し、組織団体アンケート結果を踏まえた「令和7年度の搬入量を74,702≒74,700t以下に減容（量）」を計画の目標値とする。

●焼却残さ：令和7年度の搬入量を74,700t以下に減容（量）

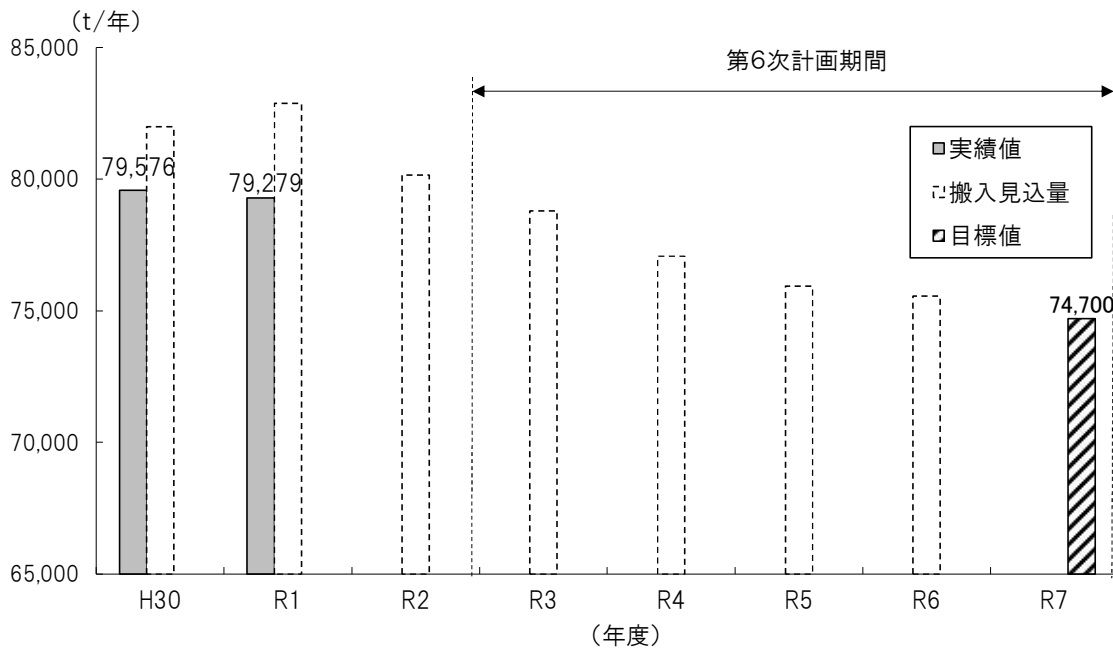


図 2-4 循環組合への焼却残さ搬入見込量及び目標値

注：新型コロナウイルス感染症の影響は考慮していない

(2) 不燃残さ

計画の目的の1つである「埋立ゼロの継続による二ツ塚処分場の長期使用」及び実態から乖離しない目標値の設定を重視し、組織団体アンケート結果を踏まえた「搬入ゼロの継続」を計画の目標値とする。

●不燃残さ：搬入ゼロを継続

(3) 目標値達成に向けた取組

焼却残さ及び不燃残さ搬入量の減容（量）化のためには、組織団体のごみ排出量の削減が必要となる。ごみ減量に係る各組織団体の主な施策については、引き続き共有化を図り、組織団体のごみ減容（量）化を推進していく。

3 主要課題と対応

3.1 負担金計算方法の見直し

(1) 背景

二ツ塚処分場の不燃残さ埋立処分費については、第3次・第4次計画においては25市1町全体で負担していたが、不燃残さ搬入量の大幅な減少を受け、第5次計画（計画期間：平成28年度～平成32（令和2）年度）において、不燃残さ搬入団体のみによる負担に変更した経緯がある。しかし、平成30年度に不燃残さ搬入量がゼロになったため、第5次計画の計算方法では令和2年度の不燃残さ埋立処分費の計算ができない状況となった。

そのため、第5次計画の最終年度である令和2年度の二ツ塚処分場の不燃残さ埋立処分費は、第3次・第4次計画と同様に、25市1町で負担することとし、二ツ塚処分場事業費全体を「平成10年1月から（N-2）年度までの搬入実績累積量の比率で按分」へ計算方法を変更したところである。

(変更前)	(変更後)
<p>二ツ塚処分場事業費</p> <p>①建設管理費</p> <ul style="list-style-type: none">●平成10年1月から（N-2）年度までの搬入実績累積量の比率で按分 <p>②埋立処分費</p> <p>A 固定費</p> <ul style="list-style-type: none">●埋立処分費の4分の1を（N-2）年度の不燃残さ搬入団体で均等割 <p>B 変動費</p> <ul style="list-style-type: none">●埋立処分費の4分の3を（N-2）年度の不燃残さ搬入実績で按分	<p>二ツ塚処分場事業費</p> <ul style="list-style-type: none">●平成10年1月から（N-2）年度までの搬入実績累積量の比率で按分 <p>※第3次・第4次計画に同じ</p>

図 3-1 令和2年度（第5次計画最終年度）二ツ塚処分場事業費算定方法の変更

以上を踏まえ、ここでは本計画における二ツ塚処分場事業費の計算方法を明確化する。

(2) 埋立ゼロを踏まえた負担金計算方法

本計画においても令和2年度二ツ塚処分場事業費の算定方法の変更結果を踏襲する。なお、不燃残さの搬入が再開された場合も、計算方法は同じとするが、搬入状況に応じて見直しを検討*する。

以上を踏まえた本計画における負担金計算方法を以下に示す。

※組織団体アンケート結果によると、本計画期間の今後の不燃残さ搬入見込量はゼロであり、仮に搬入再開となった場合は、当該組織団体に不測の事態が生じたものと想定され、当該団体のみに負担を強いるのは現実的ではないため。

負担金（N年度）	管理費
	4分の1を均等割、4分の3を人口割
	二ツ塚処分場事業費
	平成10年1月から(N-2)年度までの 搬入実績累積量の比率で按分
事業費	谷戸沢処分場事業費
	昭和59年4月から平成10年4月埋立終了までの 搬入実績累積量の比率で按分
	エコセメント事業費
	①施設建設費 平成10年1月から(N-2)年度までの 焼却残さ搬入実績累積量の比率で按分
	②固定費 4分の1を均等割、4分の3を人口割
	③変動費 (N-2)年度の焼却残さ搬入実績比率で按分
	④修繕費 平成16年度から(N-2)年度までの 焼却残さ搬入実績累積量の比率で按分

図 3-2 本計画における負担金算定方法

3.2 不燃残さの搬入配分量、超過金・貢献金制度の見直し

(1) 不燃残さの搬入配分量

平成30年度及び令和元年度に不燃残さの搬入量がゼロとなっているが、第5次計画の制度では、(N-2)年度の不燃残さ搬入ゼロ時にN年度に搬入があった場合の搬入配分量の設定方法及び超過金・貢献金制度の内容が定められていない。

計画の目的の一つである「埋立ゼロの継続による二ツ塚処分場の長期使用」に基づき、第6次計画においては、埋立ゼロを前提とした制度とするため、不燃残さの搬入配分量については、搬入の有無に関わらず全組織団体一律でゼロとする。

なお、埋立に係る事業費については、全組織団体で負担をすることから、不燃残さ搬入団体は搬入理由等の説明責任を負うこととする。

●不燃残さの搬入配分量：全組織団体一律でゼロ

(2) 不燃残さの超過団体及び貢献団体の定義

搬入配分量の見直しに伴い、第5次計画における貢献団体（不燃残さ搬入団体のうち、搬入量が搬入配分量を下回った団体）が不在となるが、不燃残さ非搬入団体の埋立ゼロへの寄与に対する貢献を反映させるため、貢献団体については不燃残さ非搬入団体とし、超過団体については不燃残さ搬入団体とする。

●不燃残さの超過団体及び貢献団体の定義

超過団体：不燃残さ搬入団体

貢献団体：不燃残さ非搬入団体

(3) 不燃残さの超過金・貢献金算定方法

搬入配分量の見直しにより不燃残さの搬入配分量がゼロとなることによって、貢献量の算定が不可となるため、第5次計画における貢献金算定方法（超過金総額を貢献量に応じて配分）が適用不可となる。そこで、貢献金については、説明性の観点から負担金の管理費と同じ算定方法を踏襲し、超過金総額の4分の1を不燃残さ非搬入団体で均等割、4分の3を不燃残さ非搬入団体で人口割とする。

●不燃残さの超過金・貢献金の算定方法

超過団体：変更なし（搬入配分量超過分×超過金単価）

貢献団体：超過金総額×1／4⇒不燃残さ非搬入団体で均等割

超過金総額×3／4⇒不燃残さ非搬入団体で人口割

なお、焼却残さは不燃残さと異なり、第6次計画においても搬入が見込まれることから、二ツ塚処分場基本協定を踏まえた減容（量）化の取組を継続する方針である。

したがって、第5次計画から大きな変更要素がないことを踏まえ、第5次計画と同内容^{*}で搬入配分量及び超過金・貢献金制度を継続することとする。

※P27を参照

3.3 乾燥灰の搬入に係る仕組みの設定

(1) 背景

本計画期間中における乾燥灰搬入予定量（組織団体アンケート結果より）を以下に示す。新規の乾燥灰搬入団体の増加、一部団体の炉形式変更により、乾燥灰受入能力（17,400 t/年）を超過する年度が発生する見込みである。

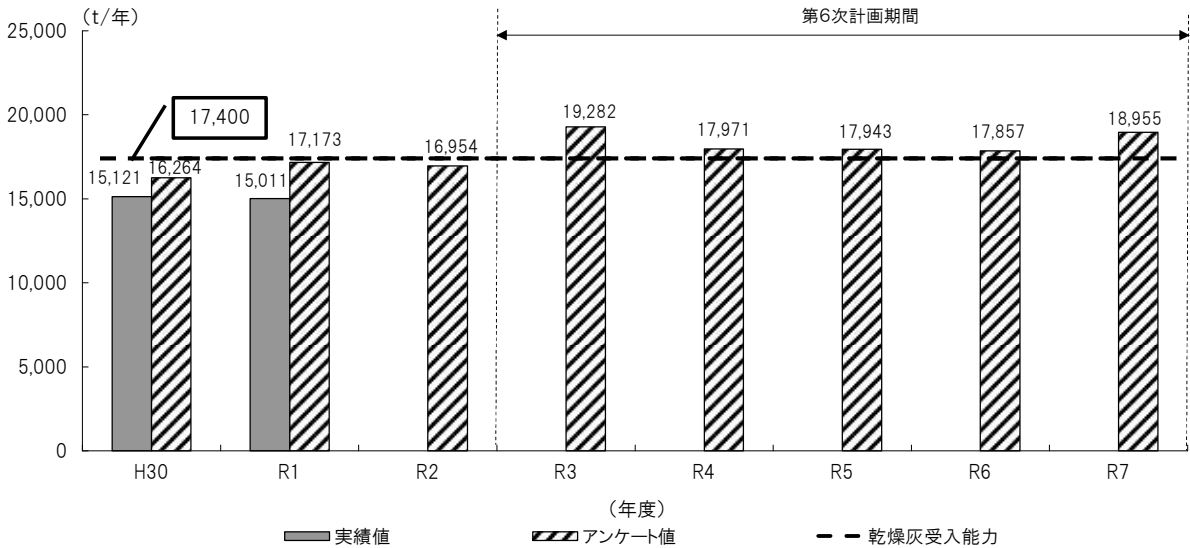


図 3-3 組織団体アンケート結果による乾燥灰搬入見込量

注1：平成30年12月調査時点の内容であり、今後の検討次第で変更があり得る

注2：新型コロナウイルス感染症の影響は考慮していない

そのため、乾燥灰の受入能力超過時の対応策を定めることとする。対応策については、第5次計画と同様に、固化処理依頼での対応を基本的な方針とする。

【参考】焼却灰(焼却残さ)の区分(定義)

焼却灰(焼却残さ)のうち、焼却炉の底から回収される灰を**主灰**といい、焼却炉の上方から排出され、主に集じん装置によって回収される灰を**飛灰**という。

また、**湿灰**とは、主灰及び飛灰を薬剤等で固化処理して搬入されたものを指す。**乾燥灰**とは、飛灰のうち薬剤等で固化処理をせずに搬入されたものを指す。

なお、ストーカ乾燥灰^{※1}の比重は流動床乾燥灰^{※2}よりも小さい(ストーカ乾燥灰：0.2、流動床乾燥灰：0.6)。

※1 ストーカ乾燥灰：ストーカ炉から発生し、固化処理なしで搬入された乾燥灰

※2 流動床乾燥灰：流動床炉から発生し、固化処理なしで搬入された乾燥灰

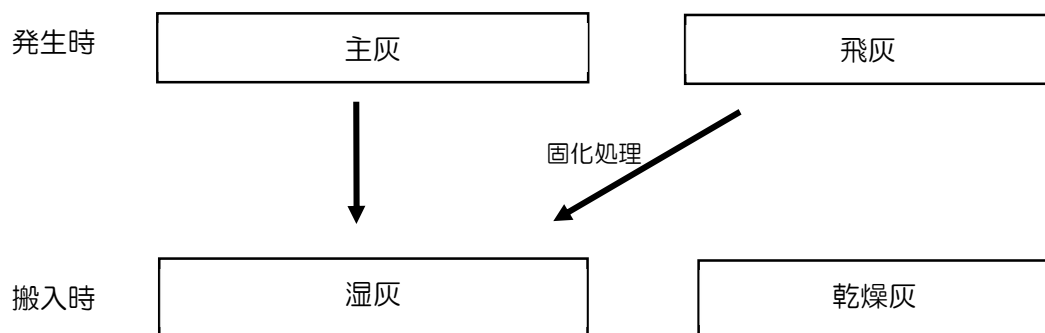
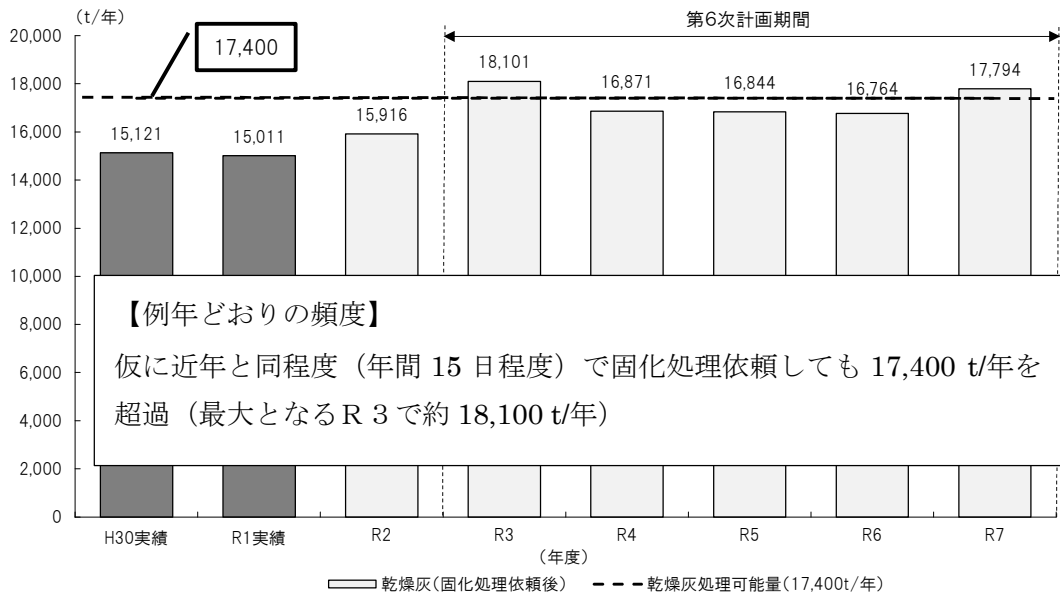


図 3-4 焼却灰(焼却残さ)の種類

(2) 固化処理依頼日数の検討

計画期間中の固化処理依頼日数について、最大の乾燥灰搬入予定量で検討すると、仮に近年と同程度（定期修繕期間に合わせて年間 15 日程度^{*}）で固化処理しても受入能力を超過する年度が発生するが、1.6 倍程度の 24 日の固化処理で受入能力以下とすることが可能な見込みである。また、第 5 次計画策定時も受入能力を超過する見込みだったが、実際には定期修繕時に固化処理した上で搬入してもらうことにより、超過は発生していない。

※現行の固化処理依頼の予定日数は 20 日/年



乾燥灰搬入量が 17,400 t/年以下になる固化処理依頼日数とした場合

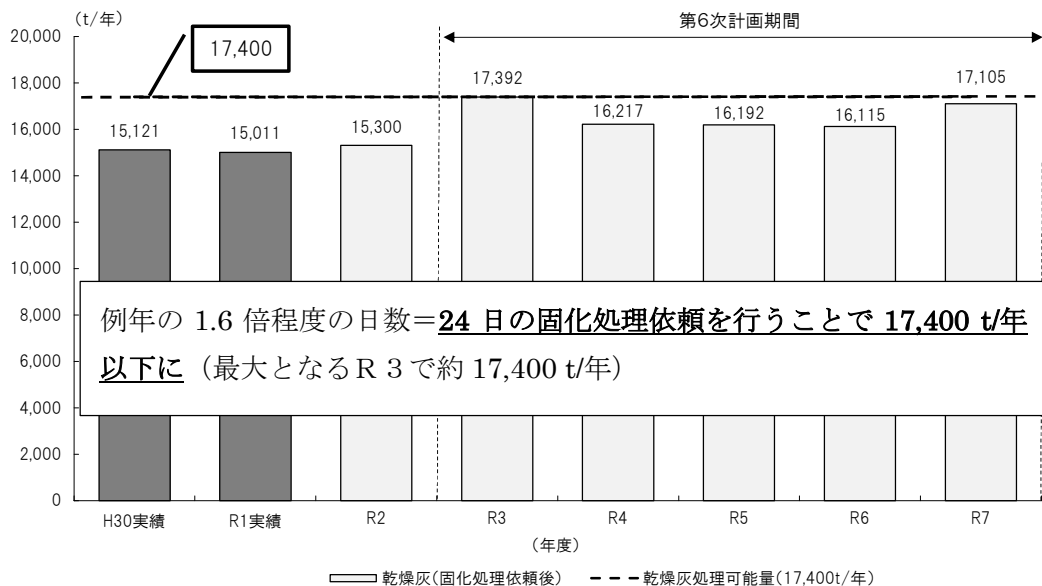


図 3-5 固化処理依頼を考慮した乾燥灰搬入見込量

注 1：平成 30 年 12 月調査時点の内容であり、今後の検討次第で変更があり得る

注 2：新型コロナウイルス感染症の影響は考慮していない

(3) 受入能力超過時の対応策

① 定期修繕時

定期修繕時については、**固化処理依頼日数を現行より増加**することで対応する。固化処理依頼日数は、全団体に無理なく公平な負担となるよう、**全団体とも同日数とする**（多い年度でも25日/年程度、通常5回/年の定期修繕等において4～6日/回程度）。これにより、本計画期間中は受入能力を超過することはない想定である。

② 不測の事態発生時（定期修繕時以外）

これまでどおり搬入予定量調査で状況を把握した結果、受入タンク容量の超過が見込まれる場合は、乾燥灰搬入団体への**固化処理依頼**により対応する。この時の固化処理依頼の対象は、エコセメント事業と乾燥灰搬入に係る経緯を尊重し、**先行搬入団体***以外とする。

なお、受入タンクの都合上、ストーカ炉の団体/流動床の団体の別で依頼する可能性がある。

※先行搬入団体：エコセメント化施設の稼働開始に合わせて、無処理で乾燥灰を搬入できるよう改良工事を行った中間処理施設を所有する八王子市、町田市及び西多摩衛生組合を指す。

【参考】本計画期間中における乾燥灰搬入団体

流動床乾燥灰

- ・西多摩衛生組合
- ・町田市（～令和3年度予定）
- ・八王子市（新館清掃工場）（令和4年度～予定）

ストーカ乾燥灰

- ・八王子市（戸吹清掃工場）
- ・立川市（令和4年度～予定）
- ・武蔵野市
- ・町田市（令和3年度～予定）
- ・ふじみ衛生組合
- ・多摩川衛生組合
- ・浅川清流環境組合（令和3年度～予定）
- ・多摩ニュータウン環境組合（令和3年度～予定）
- ・小平・村山・大和衛生組合（令和7年度～予定）

【参考】エコセメント事業と乾燥灰搬入に係る主な経緯

時期	項目	備考
H14.7	<p>「エコセメント事業実施計画」策定 ○焼却残さの受入能力を9.4万t/年に設定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>飛灰の無処理による搬入(=乾燥灰としての搬入)について、循環組合と組織団体の間で調整</p> </div>	<p>基本計画(H12.4)での受入能力は12.4万t/年だったが、下記の要件を見直すことにより下方修正</p> <p>①組織団体の減量化政策 ②<u>飛灰を無処理で搬入</u> ③中間処理施設更新による減量</p>
	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>(八王子市、町田市、西多摩衛生組合が飛灰の無処理による搬入を決定)</p>	<p>左記3団体(先行搬入団体)は、エコセメント事業の開始までに中間処理施設の改修等を実施</p>
H17.7	<p>「第3次減容(量)化基本計画」策定 ○平成18年度からのエコセメント化施設稼働に伴う制度の見直し</p>	
H18.7	<p>エコセメント事業開始</p>	
H22.7	<p>「第4次廃棄物減容(量)化基本計画」策定 ○乾燥灰搬入に係る仕組を設定</p>	<p>先行搬入団体に搬入配分量を優先的に確保する方法を導入</p>
H24.12	<p>エコセメント化施設の乾燥灰受入口を増設</p>	<p>乾燥灰の受入能力が向上 1.53万t/年→1.74万t/年</p>
H24.12	<p>ふじみ衛生組合が乾燥灰を搬入開始</p>	
H25.2	<p>多摩川衛生組合が乾燥灰を搬入開始</p>	
H27.7	<p>「第5次廃棄物減容(量)化基本計画」策定 ○乾燥灰の処理能力超過を見据えた搬入に係る仕組みを設定</p>	<p>原因団体が特定できる場合とできない場合に分けて、固化処理依頼の手順を明示</p>
H29.1	<p>武蔵野市が乾燥灰を搬入開始</p>	

4 計画の進行管理

本計画（Plan）は、着実に実行（Do）し、その中で計画の目標に対する達成状況や各組織団体の動向等について毎年点検・評価（Check）を行い、必要な時期に見直し（Action）を行っていく。

なお、計画の実効性を高め事業の安定的運営を可能とするため、組織団体と協働で本計画を推進する仕組みが必要である。そこで、組織団体との定期的かつ双方向での対話が可能な既存の機会を活用し、情報交換を行っていく。

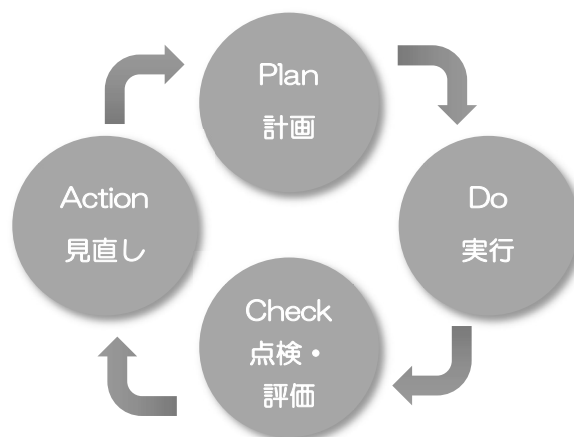


図 4-1 PDCA サイクル(イメージ)

表 4-1 点検・評価（Check）及び見直し（Action）の内容

項目	内容
点検・評価 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減容(量)化に向けた取組の共有 ・ 乾燥灰搬入量と乾燥灰処理能力・乾燥灰搬入予定の確認 ・ 搬入量実績と搬入配分量の確認 ・ エコセメント利用量等の組織団体からの報告結果の確認 ・ 搬入管理報告書(中間報告書)及び搬入管理報告書(決算報告書)の全組織団体での共有 等
見直し (Action)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな生活様式の浸透に伴う影響や、組織団体の施設更新計画等を踏まえた搬入見込量の見直し ・ 搬入状況に応じた負担金制度等の見直し 等

【詳説編】

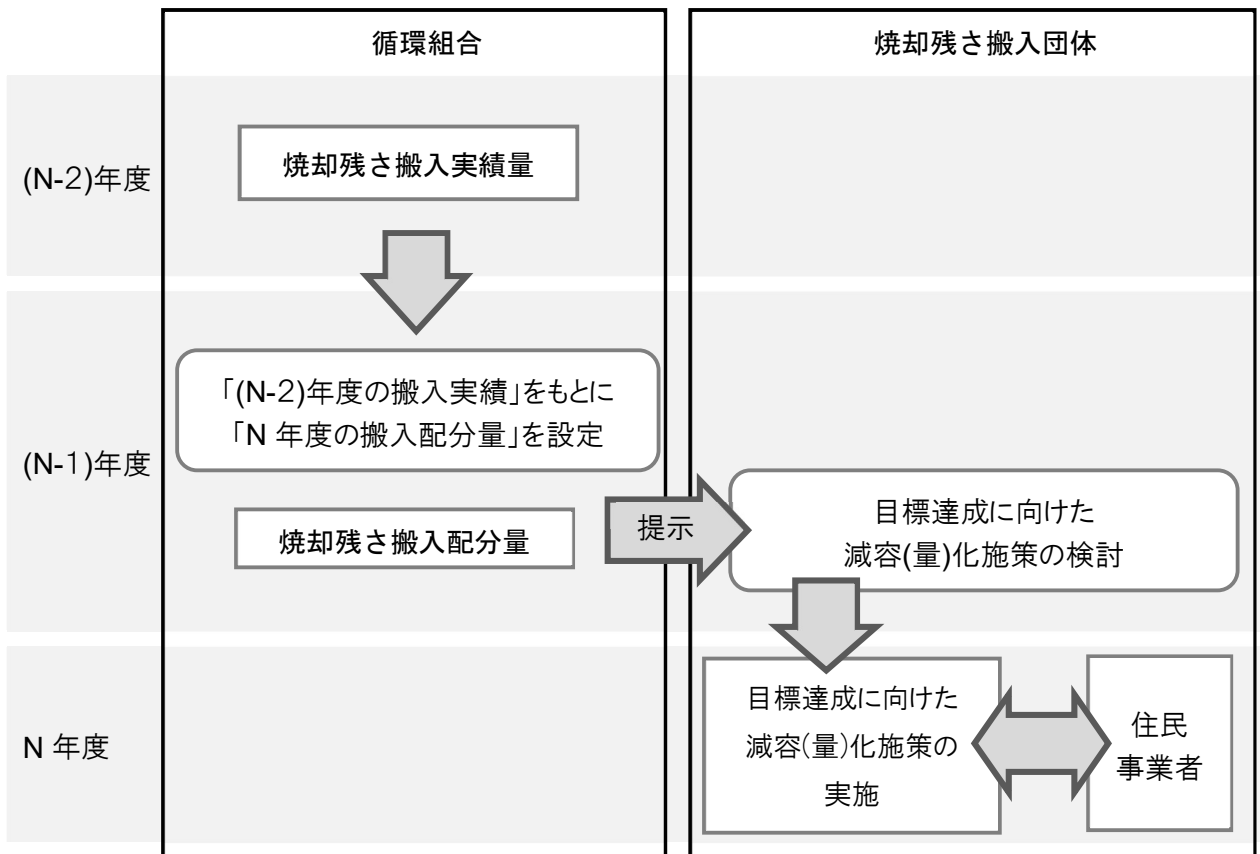
5 搬入配分量の設定

5.1 搬入配分量の考え方

搬入配分量は、二ツ塚処分場の延命化、エコセメント化施設の安定的且つ効率的な運用を図るため、各組織団体の廃棄物搬入量の目標値として定めたものであるが、現在では、超過金・貢献金制度の基準となる数値として利用される意味合いが強くなっている。搬入配分量の設定については、次の仕組みで行っている。

(1) 焼却残さ

- 焼却残さ搬入団体の最新の減容(量)実績を反映して設定する。
- 焼却残さ搬入団体が当該年度の目標達成に向けて減容(量)化施策の検討・実施を行えるよう、前年度に提示する。
- 当該年度の焼却残さ搬入実績量が搬入配分量を上回った場合には、超過金を徴収する。
- 徴収した超過金は、当該年度の搬入配分量を下回った団体に貢献金として分配する。



焼却残さ搬入団体の減容(量)努力を引き出すため、超過金・貢献金制度を設定

● 搬入実績量 > 搬入配分量 → 超過金を徴収

● 搬入実績量 < 搬入配分量 → 貢献金を分配

図 5-1 焼却残さの搬入配分量の考え方

① 焼却残さ搬入配分量の単位

- 搬入配分量は、重量(t)管理とする。

焼却残さは、エコセメント化施設能力*が重量で定められていることを考慮し、搬入配分量を重量（t）で定める。

※エコセメント化施設能力：エコセメント事業実施計画（平成14年7月）の焼却残さのエコセメント対象量に基づき、94,000 t/年（日平均処理量300 t/日）とし、月変動余裕分は見込まない。

② 搬入配分量の算定

- 搬入配分量は、1人1日当たりの搬入団体共通原単位に当該団体の人口を掛けて定める。

搬入配分量は、搬入団体共通原単位（1人1日あたりの搬入量）に当該団体の人口を掛けて定める。ここで、搬入団体とは、「(N-2)年度に循環組合へ焼却残さを搬入していた組織団体」とする。また、(N-2)年度に焼却残さを搬入しなかった団体は、搬入配分量を配分しない。

- 家庭系焼却残さ重量目標には夜間人口、事業系焼却残さ重量目標には昼間人口を用い、それぞれ計算する。
- 焼却残さ搬入配分量の合計がエコセメント化施設能力を超える場合には、焼却残さ搬入配分量合計がエコセメント化施設能力と同じとなるように、搬入団体別搬入配分量に一定比率を掛けて補正する。

③ 搬入団体共通原単位

- 搬入団体共通原単位は、家庭系及び事業系に区分する。

組織団体の地域性の違いを目標値に反映させる配慮が必要であるため、各地域での事業系ごみの量に差異があることを考慮し、(N-2)年度に循環組合へ焼却残さを搬入していた団体（＝焼却残さ搬入団体）の収集・持込量按分比を用いて、搬入団体共通原単位を家庭系、事業系としてそれぞれについて計算する。

- 焼却残さの搬入団体共通原単位は、エコセメント化施設能力と直近搬入実績のどちらか小さい方によって定める。

下記のアカイのどちらか小さい方を用いて焼却残さの搬入団体共通原単位を計算する。

- **ア. エコセメント化施設能力を基準にした原単位**／焼却残さは、原則エコセメント化施設に搬入する。焼却残さを埋立処分しないようにするには、焼却残さ搬入量をエコセメント化施設能力以下に抑えることが必要である。そこで、エコセメント化施設能力を基準として目標設定を行う。なお、エコセメント化施設の余力を、すでに過去において

埋め立てられている焼却残さのエコセメント化のために活用する可能性がある。

- **イ. 直近年度の搬入実績を基準にした原単位**／焼却残さ搬入量がエコセメント化施設能力を下回った場合、焼却残さ搬入団体の減量努力が実績を踏まえて年々高まっていくように、全搬入団体平均の直近年度の搬入実績を基準とした目標設定を行う。

(2) 不燃残さ

- 平成 30 年度より、不燃残さの搬入がゼロとなっていることから、第 6 次計画期間における不燃残さの搬入配分量は、全組織団体一律でゼロとする。
- 当該年度に不燃残さを搬入した場合には、超過金を徴収する。
- 徴収した超過金は、当該年度に不燃残さを搬入しなかった団体に貢献金として分配する。

表 5-1 超過金・貢献金の考え方のまとめ

	焼却残さ ⇒第5次計画と同内容で継続	不燃残さ ⇒不燃残さ搬入ゼロ [※] に伴い変更 ※平成 30 年度より
超過金	(搬入実績－搬入配分量)×超過金単価	(搬入実績－搬入配分量 [※])×超過金単価 ※搬入配分量は全組織団体一律でゼロ
貢献金	貢献量に応じて超過金総額を配分	超過金総額×1/4 ⇒不燃残さ非搬入団体で均等割 超過金総額×3/4 ⇒不燃残さ非搬入団体で人口割

5.2 使用する統計データ

使用するデータの調査機関及び発表頻度等は、表 5-2 に示すとおりである。また、N 年度の目標値を算出するためのデータの流れを図 5-2 に示す。

表 5-2 N 年度の目標値算出のための統計データ

データ種類	使用データ	データ時点	調査機関	発表年度	公表月
収集量及び持込量	市町村実績	(N-2)年度	財団法人 東京市町村 自治調査会	毎年度	(N-1)年度夏 に利用可能
夜間人口	住民基本台帳人口 (外国人登録人口を含む)	(N-2)年度 及び (N-1)年度 8月1日現在	市町村 及び 東京都	毎年	8月
昼間人口	国勢調査 昼間人口	(N-2)年度 及び (N-1)年度 の直近年度 10月1日現在	総務省	5年 に1回	調査年の 翌々年度*
焼却残さ 搬入重量 合計	循環組合 搬入実績	(N-2)年度	循環組合	毎年度	(N-1)年度春

*昼間人口の公表時期は、変化する場合がある。

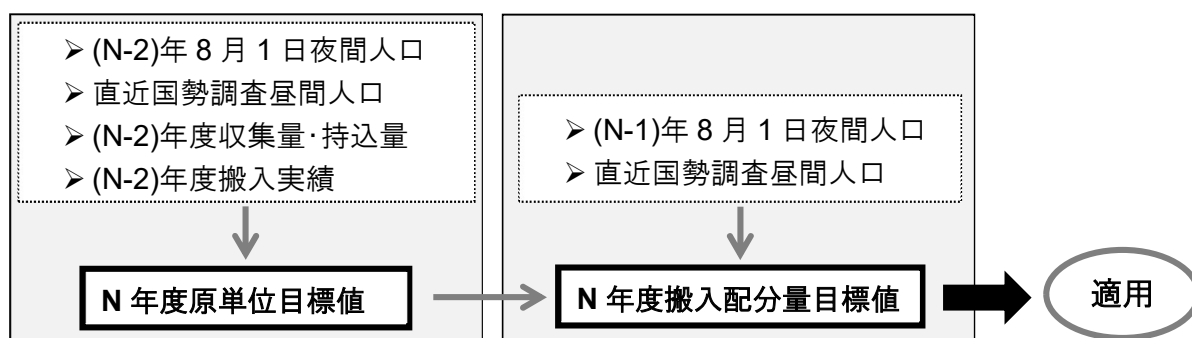


図 5-2 N 年度の目標値算出のための使用データの流れ

表 5-3 計画期間の各年度の目標値算定で使用するデータの時点

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
収集量及び持込量	R1	R2	R3	R4	R5
夜間人口	R1,2	R2,3	R3,4	R4,5	R5,6
昼間人口*	H27	H27	R2	R2	R2
焼却残さ搬入重量合計	R1	R2	R3	R4	R5

*昼間人口は、データの公表時期により変化する場合がある。

6 負担金の算定

6.1 基本的な考え方

●負担金

- 負担金は、谷戸沢及び二ツ塚処分場、エコセメント化施設への搬入実績累積量の比率で按分することを基本とする。
- 負担金は、組織団体の予算編成に反映されるよう、前年度に算定して提示する。

【負担金(N年度)】

(1)管理費	4分の1を均等割、4分の3を人口割
(2)事業費	
①二ツ塚処分場事業費	平成 10 年1月から(N-2)年度までの 搬入実績累積量の比率で按分
②谷戸沢処分場事業費	昭和 59 年4月から平成 10 年4月埋立終了までの 搬入実績累積量の比率で按分
③エコセメント事業費	
ア.施設建設費	平成 10 年1月から(N-2)年度までの焼却残さ 搬入実績累積量の比率で按分
イ.固定費	4分の1を均等割、4分の3を人口割
ウ.変動費	(N-2)年度の焼却残さ搬入実績の比率で按分
エ.修繕費	平成 16 年度から(N-2)年度までの 焼却残さ搬入実績累積量の比率で按分

●超過金・貢献金

- 超過金・貢献金は、搬入実績をもとに算定し、負担金に上乘せする。

(3)超過金・貢献金

<超過金>

- ・焼却残さ: 超過金(円) = 超過量(t) × 超過金単価(15,000 円/t)
- ・不燃残さ: 超過金(円) = 超過量(m³) × 超過金単価(20,000 円/ m³)

<貢献金>

- ・焼却残さ: 超過金(総額)を貢献量に応じて配分
- ・不燃残さ: 超過金総額 × 1/4 ⇒ 不燃残さ非搬入団体で均等割
超過金総額 × 3/4 ⇒ 不燃残さ非搬入団体で人口割

6.2 負担金予算配分

(1) 管理費

管理費の負担金は、均等割と人口割で配分する。

- 負担金のうち管理費部分は、従来どおり4分の1を均等割とし、残り4分の3を人口割として各組織団体に配分する。
- 人口割に用いる人口は、(N-1)年8月1日の住民基本台帳人口(外国人登録人口を含む。)を用いる。

(2) 事業費

① ニツ塚処分場事業費

ニツ塚処分場事業費の負担金は、ニツ塚処分場への搬入実績累積量に応じて配分する。

- N年度のニツ塚処分場に係る事業費の負担金は、平成 10 年1月ニツ塚処分場受入開始から(N-2)年度までの搬入実績累積量【容量(m³)】の比率で配分する。

② 谷戸沢処分場事業費

谷戸沢処分場事業費の負担金は、谷戸沢処分場への搬入実績累積量に応じて配分する。

- N年度の谷戸沢処分場に係る事業費の負担金は、昭和 59 年4月から平成 10 年4月埋立終了までの谷戸沢処分場への搬入実績累積量【容量(m³)】の比率で配分する。

③ エコセメント事業費

エコセメント事業費の負担金は、ア施設建設費、イ固定費、ウ変動費、エ修繕費に区分し、それぞれ定める。

ア. 施設建設費: ニツ塚処分場受入開始から(N-2)年度までの焼却残さ搬入実績累積量【重量(t)】に占める各組織団体別焼却残さ搬入実績比率に基づき配分する。

イ. 固定費: エコセメント化施設の運転に係る管理費等に相当する。固定費は、管理費と同様、4分の1を均等割とし、残りの4分の3を人口割として各組織団体に配分する。

ウ. 変動費: エコセメント化施設の運転に係る副資材・燃料等に関する処理費用に相当する。N年度のエコセメント化施設の変動費の負担は、N年度変動費を(N-2)年度の変動費割合で「湿灰の処理費用」と「乾燥灰の処理費用」に分け、それぞれの(N-2)年度の実績【重量(t)】に応じて配分する。

エ. 修繕費: エコセメント化施設の修繕に関する費用で、短期及び中長期的な大規模修繕を含めて費用を見込むものとする。N年度のエコセメント化施設の修繕費の負担は、N年度修繕費を「湿灰及び乾燥灰の施設修繕費」と「乾燥灰のみの施設修繕費」に分け、平成16年度^{*}から(N-2)年度までの焼却残さ搬入実績累積量【重量(t)】(「湿灰及び乾燥灰」と「乾燥灰のみ」)に占めるそれぞれの各組織団体別焼却残さ搬入実績比率に基づき配分する。

※実質、「乾燥灰のみ」の搬入実績については、エコセメント化施設稼働後の平成18年度からの累計重量となる。

(3) 超過金・貢献金

超過金・貢献金は搬入配分量と搬入実績の差に応じて算定する。

- 組織団体による減容(量)を促進し、計画的・安定的に事業を行うために、超過金・貢献金制度を引き続き導入する。
- 焼却残さの組織団体別搬入配分量は、搬入団体共通原単位(1人1日あたりの搬入量)に各組織団体人口を掛けて定める。また、(N-2)年度に循環組合へ焼却残さを搬入していなかった団体は、搬入配分量をゼロとする。
- 不燃残さの搬入配分量は、全組織団体一律でゼロとする。
- 超過金は、超過量(=搬入実績-搬入配分量)^{*}に超過金単価を掛けて算出する。
- 焼却残さの貢献金は、超過金合計額を貢献量(=搬入配分量-搬入実績)^{*}に応じて配分する。
- 不燃残さの貢献金は、管理費と同様、超過金合計額の4分の1を均等割とし、残りの4分の3を人口割として貢献団体(不燃残さ非搬入団体)間で配分する。
- 超過金・貢献金は、負担金に追加・差引して精算する。

※焼却残さは重量(t)、不燃残さは容量(m³)

6.3 超過金・貢献金の精算

(1) 第5次計画の精算

- 第5次計画の精算額は、年度単位で確定する。
- 第5次計画の精算は、平成30～令和4年度の5年間で行う。

第4次計画	第5次計画					第6次計画	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		H28 精算額確定	→H28 精算				
			H29 精算額確定	→H29 精算			
				H30 精算額確定	→H30 精算		
					R1 精算額確定	→R1 精算	
						R2 精算額確定	→R2 精算

図 6-1 第5次計画の精算時期

(2) 第6次計画の精算

- 第5次計画の精算方法を踏襲する。

第5次計画	第6次計画					第7次計画	
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		R3 精算額確定	→R3 精算				
			R4 精算額確定	→R4 精算			
				R5 精算額確定	→R5 精算		
					R6 精算額確定	→R6 精算	
						R7 精算額確定	→R7 精算

図 6-2 第6次計画の精算時期

7 搬入実績の管理

7.1 基本的な考え方

(1) 搬入実績管理の対象

搬入実績として把握するのは、「焼却残さ」及び「不燃残さ」の2つとする。

- 搬入実績は、焼却残さ(重量)及び不燃残さ(容量)で把握する。
- 焼却残さは、さらに湿灰及び乾燥灰に分けて把握する。
- 焼却残さは、原則として全てエコセメント化し、埋立は行わないために、容量管理は行わない。ただし、エコセメント化施設が修繕等により休止した場合は、例外的に焼却残さを埋め立てることも考えられるので、焼却残さの体積換算係数も把握しておく。
- 焼却残さの体積換算係数の把握は、年に1回5月に循環組合が行い、5月から翌年4月まで適用する。

(2) 焼却残さの把握方法（計測方法）

焼却残さの重量については、従来と同様に、直接計測する。

- ニツ塚処分場のトラックスケールで計測される重量をもって搬入実績とする。

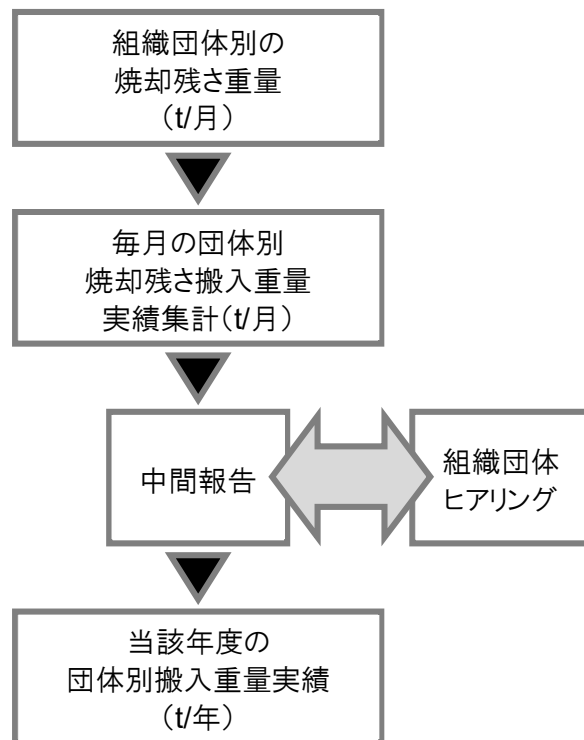


図 7-1 焼却残さの搬入実績管理フロー

(3) 不燃残さの把握方法（計測方法）

不燃残さの容量は、組成分析等によって特定する「体積換算係数[※]」で換算する。

※体積換算係数：重量あたりの容量

- 不燃残さの容量は、重量に体積換算係数(m^3/t)を掛けて求める。体積換算係数は、組成分析データ等によって設定する。

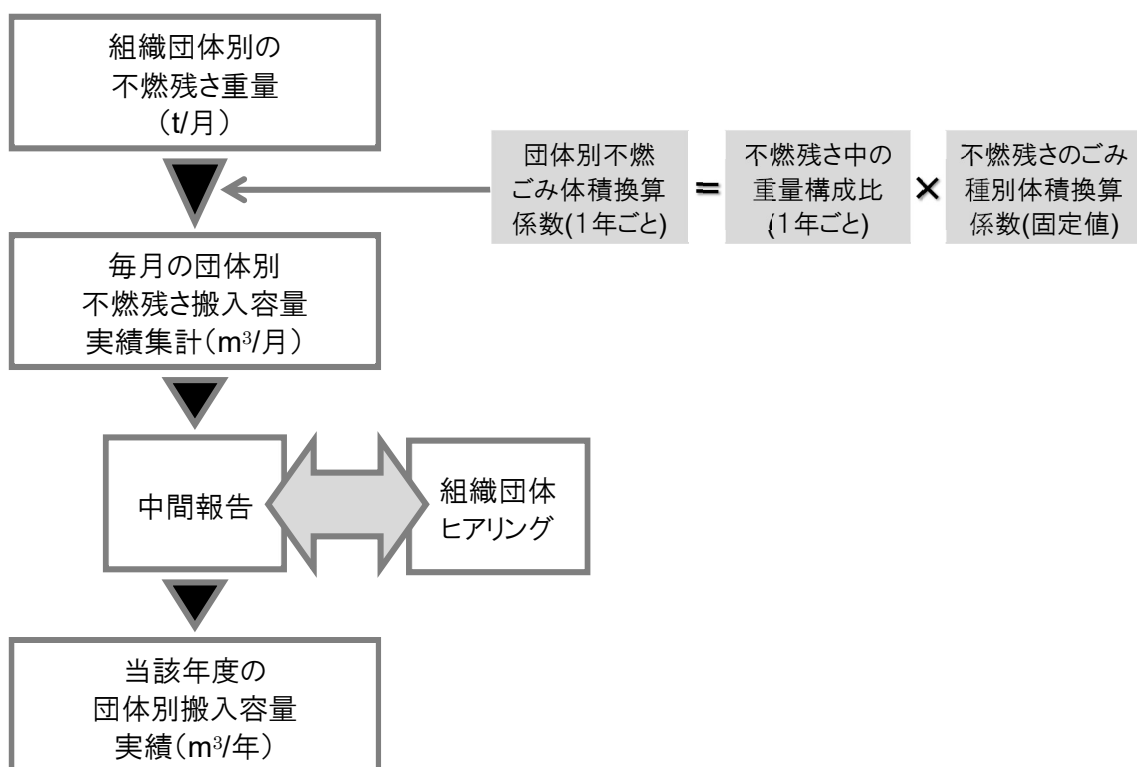


図 7-2 不燃残さの搬入実績管理フロー

(4) 実績報告

循環組合と組織団体の双方で実績報告を定められた頻度で行う。

7.2 不燃残さ組成分析頻度の見直し

(1) 見直しの背景

不燃残さの搬入量（容量： m^3 ）算出のためには、搬入が見込まれる組織団体の組成分析結果をもとに設定される体積換算係数（ m^3/t ）が必要であるが、平成30年度より不燃残さの搬入量がゼロとなっていることから、組織団体及び循環組合の負担を軽減するために、組成分析の頻度を減らす方針とする。

なお、第3次計画においても組織団体及び循環組合の負担軽減のため年6回の組成分析を年2回に変更している。

(2) 不燃残さの体積換算係数算出のための組成分析頻度について

- 第5次計画期間中は、組成分析を年2回実施していた。
- 第6次計画期間の不燃残さ搬入見込はゼロであり、仮に搬入があったとしても、限定的な対応になると考えられるため、組織団体及び循環組合の負担を考慮し、分析頻度を減らすこととする。
- 分析頻度は、組織団体及び循環組合共に原則年1回とする。
- 組成分析は、変動幅が小さいと考えられる5月に実施し、算出された体積換算係数を5月から翌年4月まで適用する。
- 組織団体及び循環組合は、組成分析実施後速やかに品目ごとの重量及び比率等に関する報告書を作成し、組織団体及び循環組合へ報告する。
- 分析頻度については、必要に応じて適宜見直すものとする。

7.3 搬入日及び時間・覆土厚について

(1) 焼却残さ

焼却残さの搬入は、平日（月曜日から金曜日）、受付時間 9 時～16 時とする。

- ・冬期（12 月～2 月）受付時間 9 時～15 時 30 分
- ・但し、祝休日を除く。

(2) 不燃残さ

不燃残さの搬入は、平日の金曜日、受付時間 9 時～16 時とする。

- ・冬期（12 月～2 月）受付時間 9 時～15 時 30 分
- ・但し、祝休日を除く。
- ・平成 22 年度まで週 5 回（月～金）、平成 23 年度から週 3 回（月・水・金・）、
平成 26 年度から週 2 回（水・金）、平成 30 年度から週 1 回（金）に見直し

なお、覆土厚については、覆土材使用量を抑制して二ツ塚処分場の更なる延命化を図ることを目的に、平成 26 年度より 50 cm から 30 cm へ変更を行った。



図 7-3 不燃物の搬入（左上）、搬入物チェック（右上）、埋立作業（即日覆土）（下）

8 今後の課題

8.1 焼却残さの数値目標の考え方について

図 2-1 で示すとおり、焼却残さの減容（量）化は鈍化傾向にあり、組織団体の努力により減容（量）化の限界に近付いていると考えられる。したがって、数値目標の設定方法や位置づけ等について、整理・検討していく必要である。

8.2 令和8年度以降の焼却残さ処理方法に応じた制度について

令和8年度以降の計画内容については、焼却残さの処理方針によって、目標値、負担金制度、搬入配分量及び負担金・貢献金制度等について見直しが必要となる。

エコセメント事業を継続する場合、工事期間中及び施設稼働後の焼却残さの処理方法を踏まえた制度設計が必要となる。

加えて、エコセメント事業導入時の乾燥灰搬入に係る経緯、清掃工場ごとに処理方式や設備等が異なるため、灰に含まれる水分量や固化処理の有無等によって搬入される焼却残さの性状が一律ではないことなどを再整理した上で、より公平な負担金、搬入配分量及び超過金・貢献金制度の検討が必要である。

また、民間再資源化施設へ搬出する場合、埋立再開となる可能性が高いことから、焼却残さの埋立が再開となることを踏まえた、負担金、搬入配分量及び超過金・貢献金制度の検討が必要である。

【参考】第5次計画策定時の課題の検討状況について

■エコセメント製品の使用量に応じた制度について

第5次計画において、エコセメント化施設におけるエコセメントの生成だけではなく、積極的な利用促進が求められることから、エコセメントの使用量を加味した負担金制度の構築について研究課題としていた。

本件については、使用量の把握や自治体の規模による得失が生じる可能性等についての課題の解消に至っておらず、現状では公平な制度化が困難である。

■不燃残さのエコセメント化について

不燃残さの搬入量が平成30年度よりゼロとなったことから、埋立量削減を目的とした不燃残さのエコセメント化については現在検討を行っていない。

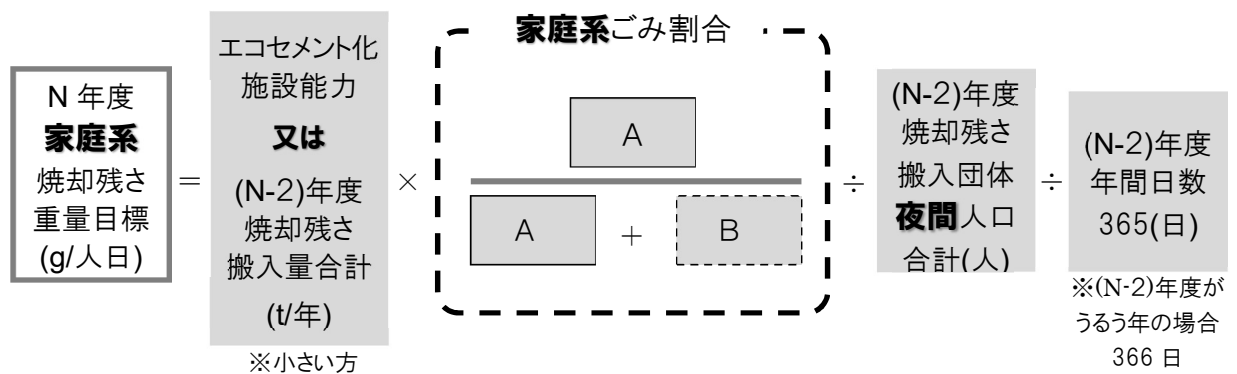
【資料編】

9 焼却残さの搬入配分量の計算式

9.1 搬入団体共通原単位

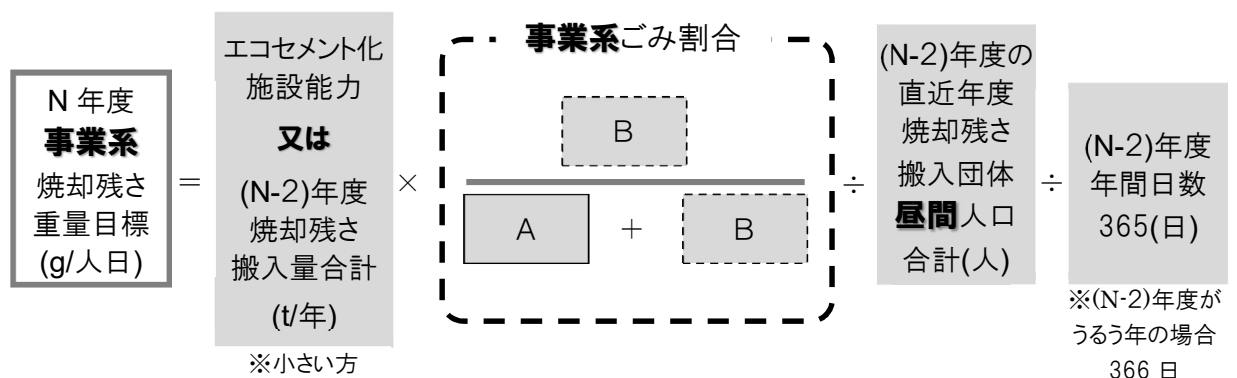
(1) 家庭系

家庭系焼却残さの重量目標 (g/人日) は、エコセメント化施設能力又は (N-2) 年度の焼却残さ搬入量のどちらか小さい方に、家庭系ごみ割合 (収集量と持込量の計に対する収集量の割合) を乗じ、さらに (N-2) 年度の夜間人口と年間日数で除することで得る。



(2) 事業系

事業系焼却残さの重量目標 (g/人日) は、エコセメント化施設能力又は (N-2) 年度の焼却残さ搬入量のどちらか小さい方に、事業系ごみ割合 (収集量と持込量の計に対する持込量の割合) を乗じ、さらに (N-2) 年度の昼間人口と年間日数で除することで得る。



- A 家庭系ごみ ⇒ (N-2)年度に焼却残さ搬入団体が収集したごみ量の合計(t/年)
B 事業系ごみ ⇒ (N-2)年度に焼却残さ搬入団体に持ち込まれたごみ量の合計(t/年)

10 搬入実績の管理について

10.1 体積換算係数の算定方法

(1) 焼却残さ

① 管理数値

焼却残さの管理数値は、重量（t）を基本とし、体積換算は行わないこととする。

- 焼却残さは、原則として全てエコセメント化施設へ搬入し、埋立を行わないことから、搬入実績の管理は重量(t)を基本とする。
- 焼却残さに係る搬入配分量の設定及び負担金の算定等の管理数値は、重量(t)を用いて管理する。
- ただし、例外的にエコセメント化施設が修繕等により休止の場合は、焼却残さも分割埋立することも考えられるため、その際に備えて焼却残さの体積換算係数を把握しておく。
- したがって、体積換算係数の把握は、循環組合の埋立管理に必要な数値として位置づけ、搬入配分量や負担金等の精算行為には用いない。

② 埋立管理に用いる体積換算係数

埋立管理に用いる焼却残さの体積換算係数の把握は、年に1回5月に循環組合が行う。

- 焼却残さの体積換算係数の計算は、組織団体と循環組合のクロスチェックは行わず、埋立管理に必要な数値として年1回、循環組合のみで5月に行い、5月から翌年4月まで適用する。

③ 算出方法

焼却残さの体積換算係数の算出方法は、以下のとおりとする。

- 焼却残さの体積換算係数は、図 10-1に示す項目で組成分析を行い、表 10-1に示す計算式で算出する。
- 図 10-1で組成分析結果を用いて算出されるごみ種別割合を表 10-1のA、B、Cに代入して体積換算係数を算出する。

項目	乾ベース		湿ベース		ごみ種別割合 (湿ベース)
	重量(kg)	比率(%)	重量(kg)	比率(%)	
有価物	金属(鉄類)				<不燃物>
	金属(非鉄類)				
	ガラス類				
	有価物計				
有価物以外	陶磁器・石類				%
	その他不燃物類				
	焼却残さ(5mm以上)				<焼却残さ>
	焼却残さ(2~5mm以上)				
	焼却残さ(2mm未満)				
	可燃物				<可燃物> %
有価物以外計					
合計					100%
見掛け比重(kg/l)					
含水率(%)					

図 10-1 焼却残さ体積換算係数算出のための組成分析項目

表 10-1 焼却残さ体積換算係数算出方法

ごみ種	①ごみ種別体積換算係数(m ³ /t)	②ごみ種別割合(%)	①×②/100
不燃残さ	0.36	A	0.36A/100
焼却残さ	0.86	B	0.86B/100
可燃物	1.03	C	1.03C/100
計	—	100	(焼却残さの体積換算係数) (0.36A+0.86B+1.03C)/100

(2) 不燃残さ

① 算定にあたって

不燃残さの容量は、組成分析によって得られた体積換算係数をもとに算出する。

$$\bullet \text{ 不燃残さ容量(m}^3\text{)} = \text{不燃残さ搬入重量(t)} \times \text{不燃残さ体積換算係数(m}^3\text{/t)}$$

② 体積換算係数算出のための組成分析

不燃残さの体積換算係数算出のための組成分析は、年1回実施する。

- 分析頻度は、組織団体及び循環組合共に原則年1回とする。
- 組成分析は、変動幅が小さいと考えられる5月に実施し、算出された体積換算係数を5月から翌年4月まで適用する。
- 組織団体及び循環組合は、組成分析実施後速やかに品目ごとの重量及び比率等に関する報告書を作成し、組織団体及び循環組合へ報告する。
- 分析頻度については、必要に応じて適宜見直すものとする。

項目			乾ベース		湿ベース		ごみ種別割合 (湿ベース)	
			重量(kg)	比率(%)	重量(kg)	比率(%)		
不燃物	有価物	金属	鉄				<不燃物>	
			アルミニウム					
			その他金属					
		ガラス						
		有価物計						
	有価物以外	陶磁器						
		土砂石						
		その他不燃物						
		有価物以外計						
		不燃物計						%
可燃物		紙					<可燃物>	
		繊維						
		厨芥						
		草木						
		その他可燃物						
		可燃物計						%
焼却不適物	プラスチック	軟質					<軟質プラ>	%
		硬質					<軟質プラ以外の焼却不適物>	
		ゴム						
		皮革						
		その他焼却不適物						
		焼却不適物計						%
合計							100.00 %	
見掛け比重(kg/l)								
含水率(%)								

図 10-2 不燃残さ体積換算係数算出のための組成分析項目

③ 体積換算係数の算出方法

不燃残さの体積換算係数の算出方法は、以下のとおりとする。

- 不燃残さの体積換算係数は、図 10-2に示す項目で組成分析を行い、表 10-2に示す計算式で算出する。
- 各組織団体と循環組合の組成分析結果の調整は、各組織団体と循環組合の組成分析によるごみ種別割合の平均値を表 10-2のごみ種別割合とする。
- 図 10-2で組成分析結果を用いて算出されるごみ種別割合を表 10-2のD～Gに代入して体積換算係数を算出する。

表 10-2 不燃残さの体積換算係数の算出方法

ごみ種	①ごみ種別体積換算係数(m ³ /t)	②ごみ種別割合(%)	①×②/100
不燃残さ	0.93	D	0.93D/100
可燃物	3.23	E	3.23E/100
軟質プラスチック	3.23	F	3.23F/100
軟プラ以外の焼却不適物	1.22	G	1.22G/100
計	—	100	(不燃残さの体積換算係数) (0.93D+3.23E+3.23F+1.22G)/100

【参考】焼却残さ及び不燃残さの体積換算係数算出の経緯

第1次計画では、組織団体及び循環組合において実施する組成分析調査結果（組織団体が年6回、循環組合が年4回）によって得られたごみ種ごとの平均割合及びごみ種ごとの体積換算係数から、体積換算係数の代表値を算出していた。

第2次計画では、組成分析調査結果の精度向上のために循環組合における組成分析の回数を年4回から年6回とした。なお、ごみ種ごとの体積換算係数は、谷戸沢処分場に搬入している各組織団体の焼却残さ及び不燃物を用いた室内圧縮試験結果、第1次基本計画における設定値及び類似例及び文献データ等を用いて設定を行った。

不燃残さについては、第3次計画から第5次計画までは、組成分析作業の負担軽減のために組織団体及び処分組合共に原則年2回とし、以下に示すごみ種ごとの体積換算係数を用いて体積換算係数を算出していた。

なお、焼却残さについては、第3次計画以降は、エコセメント化施設への搬入開始に伴い、体積換算は実施せず、埋立管理のため年に1回循環組合が組成分析調査を実施している。

■ごみ種別体積換算係数（m³/t）の推移

焼却残さ

ごみ種	1次計画 H5～	ごみ種	2次計画		3次計画 H18～	4次計画 H23～	5次計画 H28～
			H9～	H12.9※～			
金属類、ガラス類 陶磁器・石類	0.67	不燃物	0.60	0.36	0.36	0.36	0.36
		焼却残さ	0.88	0.86	0.86	0.86	0.86
その他	0.93	可燃物	1.05	1.03	1.03	1.03	1.03

不燃残さ

ごみ種	1次計画 H5～	ごみ種	2次計画		3次計画 H18～	4次計画 H23～	5次計画 H28～
			H9～	H12.9※～			
不燃物	0.67	不燃物	0.60	0.93	0.93	0.93	0.93
可燃物	1.05	可燃物	1.05	3.23	3.23	3.23	3.23
焼却不適物	1.67	軟質プラスチック	2.07	3.23	3.23	3.23	3.23
		軟プラ以外の 焼却不適物	1.04	1.22	1.22	1.22	1.22

※H12.9～分割埋立に伴うごみ種別体積換算係数の見直し

10.2 搬入実績に係る報告

循環組合は、組織団体に対して表 10-3 に示すように、従前と同様の実績報告を行う。

表 10-3 実績報告書の種類

	報告書名	作成・提出頻度	様式
定時報告	日報	毎日	—
	月報	毎月	—
	年報	年1回(年度末)	—
搬入実績	搬入管理報告書(中間報告書)	年6回(2ヶ月に1回)	図 10-3
	搬入管理報告書(決算報告書)	年1回(5月)	図 10-4
組成分析	焼却残さ組成分析調査結果報告書	年1回(7月頃)	
	不燃残さ組成分析調査結果報告書	年1回(7月頃)	
搬入配分量	搬入配分量確定値報告書	年1回(11月頃)	—

組織団体は、循環組合に対して表 10-4 に示すように、従前と同様の実績報告を行う。

表 10-4 実績報告書の種類

	報告書名	作成・提出頻度	様式
管理報告	有害廃棄物分別収集等の報告書	毎月(翌月末)	—
	構成団体別搬入実績報告書	毎月(翌月末)	—
	ごみ処理施設維持管理状況報告書	年4回(3ヶ月に1回)	—
組成分析	不燃残さ組成分析調査結果報告書	年1回(6月末)	

表 10-5 主な報告書の報告スケジュール

		循環組合から組織団体へ報告		組織団体から循環組合へ報告	
N年度	4月				⇒ごみ処理施設維持管理状況報告書
	5月	⇒(N-1)年度搬入管理報告書(第6回中間報告書)	⇒(N-1)年度搬入管理報告書(決算報告書) ※焼却残さ組成分析調査実施 ※不燃残さ組成分析調査実施		※不燃残さ組成分析調査実施
	6月				⇒不燃残さ組成分析調査結果報告書
	7月	⇒N年度搬入管理報告書(第1回中間報告書)	⇒焼却残さ組成分析調査結果報告書 ⇒不燃残さ組成分析調査結果報告書		⇒ごみ処理施設維持管理状況報告書
	8月				
	9月	⇒N年度搬入管理報告書(第2回中間報告書)		⇒有害廃棄物分別収集等報告書	
	10月			⇒構成団体別搬入実績報告書	⇒ごみ処理施設維持管理状況報告書
	11月	⇒N年度搬入管理報告書(第3回中間報告書)	⇒(N+1)年度搬入配分量確定値報告書 ⇒(N+1)年度負担金		
	12月				
	1月	⇒N年度搬入管理報告書(第4回中間報告書)			⇒ごみ処理施設維持管理状況報告書
	2月				
	3月	⇒N年度搬入管理報告書(第5回中間報告書)			
(N+1)年度	4月				⇒ごみ処理施設維持管理状況報告書
	5月	⇒N年度搬入管理報告書(第6回中間報告書)	⇒N年度搬入管理報告書(決算報告書)		
	…				

()年度 搬入管理報告書(第 回中間報告書)

[団体名:]

()年度		第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回		合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
搬入配分量	焼却残さ(t) ①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	うち乾燥灰(t) ①'	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不燃残さ(m3) ②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
搬入実績重量	焼却残さ(t) ③													
	うち乾燥灰(t) ③'													
	不燃残さ(t) ④													
	計(t) ⑤=③+④													
体積換算係数	焼却残さ(m3/t) ⑥													-
	不燃残さ(m3/t) ⑦													-
搬入実績容量	焼却残さ(m3) ⑧=③×⑥													
	不燃残さ(m3) ⑨=④×⑦													
	計(m3) ⑩=⑧+⑨													
累計量	焼却残さ(t) ⑪													
	うち乾燥灰(t) ⑪'													
	不燃残さ(m3) ⑫													
搬入配分量に対する残存量	焼却残さ(t) ⑬=①-⑪													
	うち乾燥灰 ⑬'=①'-⑪'													
	不燃残さ(m3) ⑭=②-⑫													
搬入配分量に対する残存率	焼却残さ(%) ⑮=⑬÷①													
	うち乾燥灰(%) ⑮'=⑬'÷①'													
	不燃残さ(%) ⑯=⑭÷②													
特記事項	焼却残さの体積換算係数及び搬入実績容量は埋立管理のための参考値である。													

図 10-3 搬入管理中間報告書様式

()年度 搬入管理報告書(決算報告書)

[団体名:]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
搬入配分量	焼却残さ(t) ①					
	うち乾燥灰(t) ①'					
	不燃残さ(m3) ②					
搬入実績量	搬入実績重量	焼却残さ(t) ③				
		うち乾燥灰(t) ③'				
		不燃残さ(t) ④				
	計(t) ⑤=③+④					
	搬入実績容量	焼却残さ(m3) ⑥=③×⑨				
		不燃残さ(m3) ⑦=④×⑩				
計(m3) ⑧=⑥+⑦						
(参考)体積換算係数	焼却残さ(m3/t) ⑨					
	不燃残さ(m3/t) ⑩					
搬入配分量に対する貢献量	焼却残さ(t) ⑪=①-③					
	不燃残さ(m3/t) ⑫=②-⑦					
特記事項	焼却残さの体積換算係数及び搬入実績容量は埋立管理のための参考値である。					

図 10-4 搬入管理報告書（決算管理報告書）様式

11 具体的な負担金算定方法

11.1 管理費

$$\begin{aligned}
 \text{N年度組織団体Aの管理費(千円/年)} &= \left(\text{N年度管理費総額(千円/年)} \times \frac{1}{4} \div \text{組織団体数} \right) + \left(\text{N年度管理費総額(千円/年)} \times \frac{3}{4} \times \frac{\text{(N-1)年度組織団体Aの夜間人口(人)}}{\text{(N-1)年度組織団体夜間人口全体(人)}} \right)
 \end{aligned}$$

➤ なお、(N-1)年度夜間人口は、8月1日住民基本台帳人口(外国人登録を含む)を用いる。

11.2 事業費

(1) ニツ塚処分場事業費

$$\begin{aligned}
 \text{N年度組織団体Aのニツ塚処分場事業費(千円/年)} &= \left(\text{N年度ニツ塚処分場事業費総額(千円/年)} \right) \times \frac{\text{H10.1から(N-2)年度までの組織団体Aの搬入実績累積量(m}^3\text{)}}{\text{H10.1から(N-2)年度までの全組織団体搬入実績累積量(m}^3\text{)}}
 \end{aligned}$$

(2) 谷戸沢処分場事業費

$$\begin{aligned}
 \text{N年度組織団体Aの谷戸沢処分場事業費(千円/年)} &= \left(\text{N年度谷戸沢処分場事業費総額(千円/年)} \right) \times \frac{\text{S59.4からH10.4埋立終了までの組織団体Aの搬入実績累積量(m}^3\text{)}}{\text{S59.4からH10.4埋立終了までの全組織団体搬入実績累積量(m}^3\text{)}}
 \end{aligned}$$

(3) エコセメント事業費

① 施設建設費

$$\begin{aligned} \text{N年度組織団体Aの} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設建設費} \\ \text{(千円/年)} \end{aligned} = \begin{aligned} & \boxed{\begin{array}{c} \text{N年度} \\ \text{エコセメント化施設} \\ \text{建設費総額} \\ \text{(千円/年)} \end{array}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{H10.1 から(N-2)年度までの} \\ \text{組織団体Aの焼却残さ搬入実績累積量(t)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{H10.1 から(N-2)年度までの} \\ \text{全組織団体焼却残さ搬入実績累積量(t)} \end{array}} \end{aligned}$$

② 固定費

$$\begin{aligned} \text{N年度組織団体Aの} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設固定費} \\ \text{(千円/年)} \end{aligned} = \left(\begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{c} \text{N年度} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設固定費} \\ \text{総額(千円/年)} \end{array}} \times \frac{1}{4} \div \begin{array}{c} \text{組織} \\ \text{団体数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{c} \text{N年度} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設固定費} \\ \text{総額(千円/年)} \end{array}} \times \frac{3}{4} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(N-1)年度} \\ \text{組織団体Aの} \\ \text{夜間人口(人)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(N-1)年度} \\ \text{組織団体夜間} \\ \text{人口全体(人)} \end{array}} \right) \end{aligned}$$

③ 変動費

$$\begin{aligned} \text{N年度組織団体Aの} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設変動費} \\ \text{(千円/年)} \end{aligned} = \left(\begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{c} \text{N年度} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設変動費} \\ \text{【湿灰分】} \\ \text{総額} \\ \text{(千円/年)} \end{array}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(N-2)年度} \\ \text{組織団体A} \\ \text{湿灰搬入} \\ \text{実績(t)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(N-2)年度} \\ \text{全組織団体} \\ \text{湿灰搬入} \\ \text{実績(t)} \end{array}} \right) + \left(\begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{c} \text{N年度} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設変動費} \\ \text{【乾燥灰分】} \\ \text{総額} \\ \text{(千円/年)} \end{array}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(N-2)年度} \\ \text{組織団体A} \\ \text{乾燥灰搬入} \\ \text{実績(t)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(N-2)年度} \\ \text{全組織団体} \\ \text{乾燥灰搬入} \\ \text{実績(t)} \end{array}} \right) \end{aligned}$$

- 湿灰と乾燥灰の変動費は、N年度の変動費を、(N-2)年度の変動費割合で按分する。
 (N-2)年度湿灰変動費割合 = (N-2)年度湿灰処理費用 / (N-2)年度湿灰 + 乾燥灰処理費用
 (N-2)年度乾燥灰変動費割合 = (N-2)年度乾燥灰処理費用 / (N-2)年度湿灰 + 乾燥灰処理費用
- 第6次計画期間に**新たに乾燥灰を搬入した場合は、搬入開始2年後(N+2年度)に乾燥灰分変動費が発生する。**また、**乾燥灰の搬入を止めた場合は、搬入停止後の2年間は乾燥灰分変動費が発生する。**

④ 修繕費

$$\begin{aligned}
 & \text{N年度 組織団体 A のエコセメント化施設修繕費 (千円/年)} \\
 &= \left[\begin{array}{l} \text{N年度} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設修繕費} \\ \text{【湿・乾共通分】} \\ \text{総額} \\ \text{(千円/年)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{H16年度から} \\ \text{(N-2)年度までの} \\ \text{組織団体 A 焼却残さ} \\ \text{搬入実績累積量(t)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{H16年度から} \\ \text{(N-2)年度までの} \\ \text{全組織団体焼却残さ} \\ \text{搬入実績累積量(t)} \end{array}} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{N年度} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設修繕費} \\ \text{【乾燥灰分】} \\ \text{総額} \\ \text{(千円/年)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{H16年度から} \\ \text{(N-2)年度までの} \\ \text{組織団体 A 乾燥灰} \\ \text{搬入実績累積量(t)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{H16年度から} \\ \text{(N-2)年度までの} \\ \text{全組織団体乾燥灰} \\ \text{搬入実績累積量(t)} \end{array}} \right]
 \end{aligned}$$

- 第6次計画期間に新たに乾燥灰を搬入した場合は、搬入開始2年後(N+2年度)に乾燥灰分修繕費が発生する。また、乾燥灰の搬入を止めた場合であっても、搬入実績累積量に基づく乾燥灰分修繕費が発生する。

修繕費について

- エコセメント化施設内の設備は、湿灰・乾燥灰の両方を対象にするもの(下図A)、乾燥灰のみを対象にするもの(下図B)に分けられる。ゆえに、湿灰のみを対象にする設備は存在しない。
- よって、下図Aの部分は、従来どおり焼却残さ搬入量累積に応じた負担金を算定し、下図Bは、乾燥灰搬入団体のみを対象に、乾燥灰搬入量累積に応じて負担金を算定することとする。(受益者負担の原則)

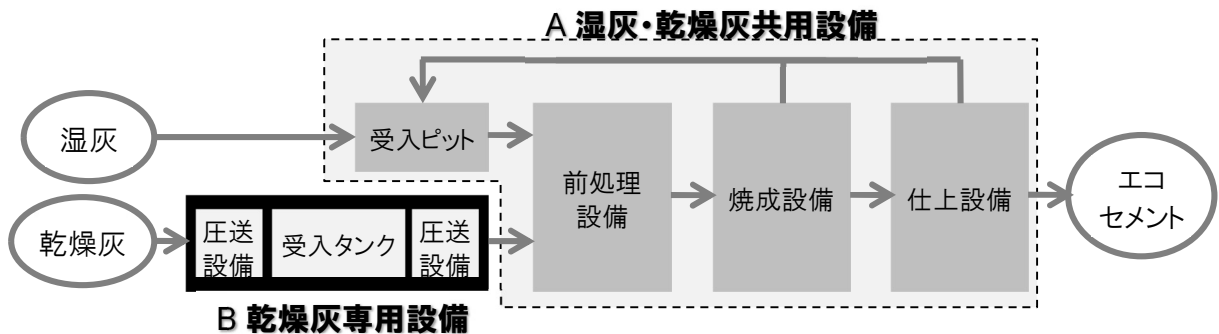


図 11-1 湿灰、乾燥灰の対象設備 (エコセメント化施設内)

11.3 超過金・貢献金

(1) 焼却残さの超過金

$$\begin{array}{l} \text{(N-2)年度} \\ \text{組織団体 A} \\ \text{焼却残さに} \\ \text{関する超過金} \end{array} = \begin{array}{c} \text{(N-2)年度} \\ \text{焼却残さ搬入実績} - \text{焼却残さ搬入配分量} \\ \text{(t/年)【正の場合】} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{焼却残さ超過金単価} \\ \text{15,000 円/t} \end{array}$$

(2) 不燃残さの超過金

$$\begin{array}{l} \text{(N-2)年度} \\ \text{組織団体 A} \\ \text{不燃残さに} \\ \text{関する超過金} \end{array} = \begin{array}{c} \text{(N-2)年度} \\ \text{不燃残さ搬入実績} \\ \text{(m}^3\text{/年)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{不燃残さ超過金単価} \\ \text{20,000 円/m}^3 \end{array}$$

※第6次計画期間における不燃残さの搬入配分量は、全組織団体一律でゼロ

(3) 貢献金

- 焼却残さ： 超過金総額を貢献量に応じて配分
- 不燃残さ： 超過金総額 $\times 1/4 \Rightarrow$ 不燃残さ非搬入団体で均等割
超過金総額 $\times 3/4 \Rightarrow$ 不燃残さ非搬入団体で人口割

【参考】超過金単価の算出根拠

■ 焼却残さの超過金単価

$$\begin{aligned} &= \text{エコセメント化施設建設費} \div \text{焼却残さ搬入可能量} \\ &= 272 \text{ 億円} \div 188 \text{ 万 t} (=94,000\text{t/年} \times 20 \text{ 年}) \\ &\approx 15,000 \text{ 円/t} \end{aligned}$$

■ 不燃残さの超過金単価

$$\begin{aligned} &= \text{二ツ塚処分場建設費} \div \text{廃棄物埋立容量} \\ &= 500 \text{ 億円} \div 250 \text{ 万 m}^3 \\ &\approx 20,000 \text{ 円/m}^3 \end{aligned}$$

12 特定家畜伝染病の対応について

12.1 特定家畜伝染病について

特定家畜伝染病とは、「家畜伝染病のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザその他特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるもの（家畜伝染病予防法第3条の2）」を指す。このうち、豚熱（CSF：豚熱）及び高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについては、東京都からの要請があった場合に、感染した家畜を焼却処理施設で処理した後、二ツ塚処分場で受け入れることとしている。

12.2 CSF(豚熱)について

(1) CSF(豚熱)とは

CSF（Classical Swine Fever：豚熱）とは、以下の特徴を持つ豚及びいのししの熱性伝染病である。

- ・CSF ウイルスにより起こる豚及びいのししの熱性伝染病であり、強い伝染力と高い致死率が特徴
- ・感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大
- ・治療はなく、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏 70 度・30 分間以上又は摂氏 80 度・3分間以上の加熱処理を徹底

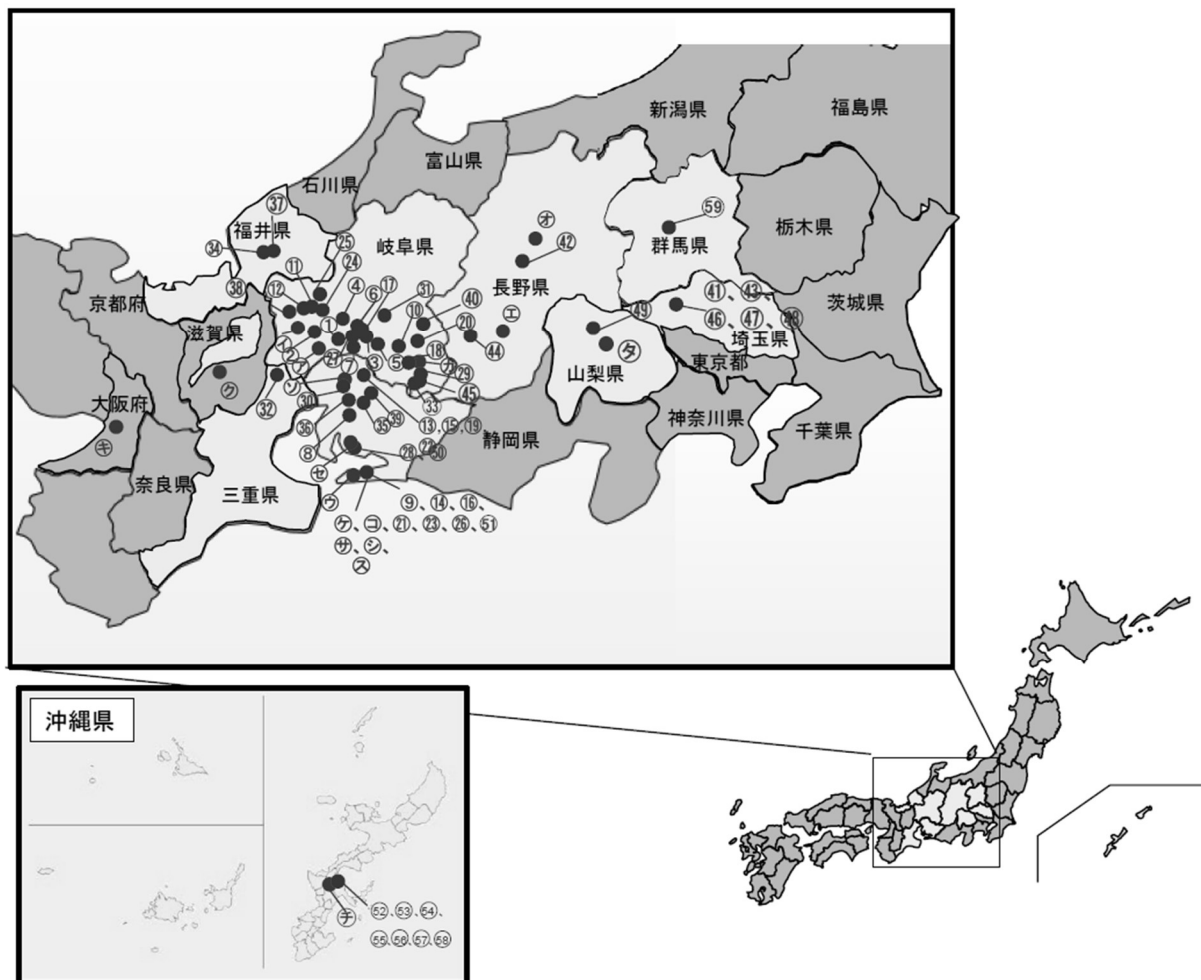
出典：農林水産省 HP <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/farmer.ht>

(2) 国内の発生状況

平成 30 年 9 月 9 日、岐阜県の養豚農場において、日本では約 26 年ぶりとなる CSF の発生が確認された。

国内における CSF の防疫措置状況は、以下のとおりである。



※数字は発生場所、カタカナは関連農場及びと畜場を表す

出典：農林水産省 HP(<https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/csf/domestic.html>)

図 12-1 日本国内における CSF の防疫措置実施状況(令和 2 年 9 月 27 日現在)

12.3 鳥インフルエンザについて

(1) 鳥インフルエンザとは

鳥インフルエンザとは、鳥に感染すると致死率が高い感染症である。

- ・家きん(ニワトリや七面鳥等)に対する病原性やウイルスの型によって、高病原性鳥インフルエンザウイルス、低病原性鳥インフルエンザ等に区別
- ・家きんが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、その多くが死に至る
- ・低病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする
- ・我が国ではこれまで、家きん肉や家きん卵を食べて、鳥インフルエンザウイルスに感染した例は報告されていない

出典: 農林水産省 HP <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/know.html>

(2) 国内の発生状況及び防疫対応状況(平成 28 年度以降)

国内における平成 28 年度以降の鳥インフルエンザの発生状況及び防疫対応状況は、以下のとおりである。

表 12-1 国内の発生状況及び防疫対応状況(平成 28 年度以降)

発生概要(全9道県 13 農場 約 175.7 万羽)					
事例	発生日	発生場所	飼養羽数/種別	殺処分等の防疫措置	
①	青森県	平成 28 年 11 月 28 日	青森市		約 1.8 万羽/あひる
②	新潟県	平成 28 年 11 月 29 日	関川村		約 31 万羽/採卵鶏
③	新潟県	平成 28 年 11 月 30 日	上越市		約 24 万羽/採卵鶏
④	青森県	平成 28 年 12 月 2 日	青森市		約 4,700 羽/あひる
⑤	北海道	平成 28 年 12 月 16 日	清水町		約 28 万羽/採卵鶏
⑥	宮崎県	平成 28 年 12 月 19 日	川南町		約 12 万羽/肉用鶏
⑦	熊本県	平成 28 年 12 月 27 日	南関町		約 9.2 万羽/採卵鶏
⑧	岐阜県	平成 29 年 1 月 14 日	山県市		約 8.1 万羽/採卵鶏
⑨	宮崎県	平成 29 年 1 月 24 日	木城町		約 17 万羽/肉用鶏
⑩	佐賀県	平成 29 年 2 月 4 日	江北町		約 7.1 万羽/肉用種鶏
⑪	宮城県	平成 29 年 3 月 24 日	栗原市		約 22 万羽/採卵鶏
⑫	千葉県	平成 29 年 3 月 24 日	旭市		約 6.2 万羽/採卵鶏
⑬	香川県	平成 30 年 1 月 11 日	さぬき市	約 9.1 万羽/肉用鶏	

12.4 ニツ塚処分場における受入れについて

CSF 及び鳥インフルエンザ発生時のニツ塚処分場における対応手順については、地元からの了承を得た上で、以下のとおり定めている。

①都から循環組合に対し、中間処理施設で焼却処分した残さについて、受入れの要請
(→受諾)



②緊急の対策委員会の開催を依頼し、委員会において状況等の説明および協力の依頼



③家畜の焼却処分を実施した団体において、残さの分析を実施

【分析項目】

- ・熱しゃく減量(10%以下)の確認データ
- ・焼却炉の炉内温度(80 度以上※)の管理データ
- ・その他、安全性を客観的に評価できるデータ



④組合が分析の結果により、残さの安全性を確認



⑤ 日の出町及び地元④を報告し、搬入の理解を得る



⑥中間処理施設にて搬入車両の洗浄を徹底した後、搬送



⑦日の出町及び対策委員の立会の下、搬入を実施(残さは通常どおり処理)

※農林水産省 HP より(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/farmer.html>)

13 策定委員会について

■ 第6次廃棄物減容(量)化基本計画（仮称） 策定委員会名簿

団体名	策定委員会委員	専門部会部員
八王子市	資源循環部長	清掃施設整備課長
立川市	環境下水道部ごみ減量化担当部長	清掃事務所長
武蔵野市	環境部長	ごみ総合対策課長
三鷹市	生活環境部長	ごみ対策課長
青梅市	環境部長	清掃リサイクル課長
府中市	生活環境部長	ごみ減量推進課長
昭島市	環境部長	ごみ対策課長
調布市	環境部長	ごみ対策課長
町田市	環境資源部長	環境政策課長
小金井市	環境部長	ごみ対策課長
小平市	環境部長	資源循環課長
日野市	環境共生部クリーンセンター長	ごみゼロ推進課長
東村山市	資源循環部長	廃棄物総務課長
国分寺市	建設環境部長	清掃施設担当課長
国立市	生活環境部長	ごみ減量課長
福生市	生活環境部長	環境課長
狛江市	環境部長	清掃課長
東大和市	環境部長	ごみ対策課長
清瀬市	都市整備部長	ごみ減量推進課長
東久留米市	環境安全部長	ごみ対策課長
武蔵村山市	協働推進部環境担当部長	ごみ対策課長
多摩市	環境部長	ごみ対策課長
稲城市	市民部長	環境課長
羽村市	産業環境部長	生活環境課長
西東京市	みどり環境部長	ごみ減量推進課長
瑞穂町	住民部長	環境課長
事務局		
東京たま広域 資源循環組合	事務局長	エコセメント担当参事
	適正化・広報担当参事	事業調整課 副参事
	参事兼事業調整課長	事業調整課 主査
	業務課長	—

第6次廃棄物減容(量)化基本計画

令和2年10月

東京たま広域資源循環組合

〒190-0181

東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地

電 話 042-597-6151

F A X 042-597-7886